

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(女川原子力発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請(残留熱除去設備主要弁の弁体取替工事等) )【3】」

2. 日時：令和5年5月11日(木) 13時30分～15時57分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、中川上席安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

東北電力株式会社：

女川原子力発電所 保全部長 他11名(うち3名はTV会議システムによる出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

以下のホームページ掲載済みの資料(令和5年4月28日提出資料)を使用

- ・資料1-1 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事の計画の変更認可申請 審査資料一覧
- ・資料1-2 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画変更認可申請の概要
- ・資料2 補足-100-6-1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について
- ・資料3 補足-100-6-2 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について
- ・資料4 補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について
- ・資料5 補足-100-6-4 原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について
- ・資料6 補足-100-6-5 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の要目表記載変更について
- ・資料12 VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
- ・資料17 VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- ・資料22 VI-2-10-2 浸水防護施設の耐震性についての計算書
- ・資料24 VI-3-3-3-7 原子炉冷却材浄化設備の強度計算書
- ・資料26 VI-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する

説明書

- ・ 資料 3 0 女川 2 号設工認 指摘事項に対する回答整理表
- ・ 資料 3 1 設計及び工事計画変更認可申請書 申請範囲及び目録
- ・ 資料 3 3 VI-2-5-3 原子炉冷却材の循環設備の耐震性についての計算書
- ・ 資料 3 4 VI-3-3-3-2 原子炉冷却材の循環設備の強度計算書
- ・ 資料 3 5 設計及び工事計画変更認可申請書 V 変更の理由
- ・ 資料 3 6 設計及び工事計画変更認可申請書 参考資料
- ・ 資料 3 7 工事計画変更認可申請書 I 工事計画書
- ・ 資料 3 8 工事計画変更認可申請書 III 変更を必要とする理由を記載した書類
- ・ 資料 3 9 工事計画変更認可申請書 参考資料
- ・ 資料 4 0 女川 2 号設工認 記載適正化箇所

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の畠山です。
0:00:04	これより、東北電力女川発電所の
0:00:09	新規制基準適合性に関するヒアリングを開始したいと思います。
0:00:13	原子炉規制庁からから奥企画調査官。
0:00:17	仲川審査官。
0:00:19	移動主任藤イトウ審査官、ハタケヤマの4名で出席しております。
0:00:24	では、今回のヒアリングですけども、前回の審査会合で議論を行いましたその論点についてですね、
0:00:33	沿って確認を進めたいと思います。資料の30番ですかね。
0:00:39	コメント管理表のところ、
0:00:42	で、今回該当する内容について、項目ごとで確認をしたいと思います。
0:00:49	今回、介護の部分でございますと、
0:00:52	添付書類の要否とかそういったところについてまずご説明をいただければと思います。東北電力の方からお願いします。
0:00:59	はい。東北電力の仲野でございます。では資料の30番の9ページ目をお開きください。
0:01:07	4月13日の審査会合における論点について2点記載してございます。
0:01:13	まず、ナンバー23として記載でございます。
0:01:16	当初名称欄に女川2号機原子炉冷却材浄化系主配管とありますが、これについてのコメント内容。
0:01:25	まず読み上げます。原子炉冷却材浄化系の要目表変更に伴う添付書類の変更有無とその理由をより明確にすること。
0:01:33	特に新規制工認から変更はないとしている添付書類については、新規制工認からL5で設計評価されていることを、補足説明資料等で記載の充実化を図ることと、
0:01:43	また、この原子炉冷却材浄化系主配管以外の案件についても同様に記載の充実化を図ることということで、回答内容を記載してございます。添付書類の変更有無とその理由を整理しました。
0:01:55	また変更のある添付書類について比較表を作成し、変更のない計算書については変更のない理由について、説明資料を作成しましたということで資料につきましては、
0:02:06	記載の五つの資料ですね、こちらの補足説明資料として今回資料お付けしてございますがそれぞれに、変更の有無、あと理由ですね、記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	ご回答以上に、
0:02:21	はい、原子炉規制庁畠山です。では、原子炉規制庁側から確認等ございましたらお願いします。
0:02:30	規制庁井藤です。それでは
0:02:35	また入って、
0:02:37	はい。それではですね、L5というのが1例ではあるんですけどもこのエルボについてから始めたいと思います。
0:02:47	資料3ですかね、原子炉冷却材浄化系の補足資料がついていて、
0:02:57	31ページ目以降は、添付書類の変更有無とその理由が書かれていますと。
0:03:10	のある程度理由を記載していただいて、
0:03:14	それなりに状況はわかったような気はするんですが、そうですね。
0:03:21	下間の耐震性についての経産省の説明が資料3の34ページにあって、
0:03:29	復水給水系の方ですかね、
0:03:33	説明がありますと、で、
0:03:36	別紙3の方を見ると、
0:03:40	詳しく書いてありますと、いうところなんですが、
0:03:46	すいませんちょっとまず確認。
0:03:48	なんですけれども、今回エルボのところでは、今回のへん人で何を変更しようとしているかという、
0:03:57	新規制基準の工認の時に、
0:04:02	変更前と後どちらもLL棒を使っているように見えていたものを、
0:04:09	変更は曲げ管からエルボ2するという変更前、前間で変更後はエルボであるっていうのがわかるように、今回の辺で変えるというそういう変更。
0:04:20	という理解で合ってますかまずは。
0:04:26	はい、東北電力の峰岸です。
0:04:29	その通りでございます。
0:04:32	はい、規制庁伊東ですありがとうございます。ちょっと事実確認なんですけど資料3の別紙3、53ページで、
0:04:44	2ポツ設計図書のところ、
0:04:48	令和3年12月23日付の切り換えの前からエルボとして設計していたと書かれているのは、これはどういうことなんですかもともとエルボ。
0:04:59	として設計だったんですが曲げ管ではないってことなんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:05	東北電力の岩間です。この記載の趣旨ですけれども、
0:05:10	これまでの説明のよ。
0:05:14	説明させていただきましたように建設時は曲げ管ではありませんが、前回の再稼働に関わる、変更認可申請ですね、時点でもう曲げ管でやっていたのではないかという、
0:05:30	する。
0:05:31	再稼働とそ工認の時点で、エルボで設計していったと、いうことを示したいという趣旨で記載したもので、
0:05:44	規制庁イトウですそうすると、この平成 29 年 8 月 31 日の初版発行ってというのは、あれですかね新規制工認の審査の過程で出されたものってそういう理解ですか。
0:05:58	はい。東北電力の岩間です。
0:06:00	審査の過程といいますか、審査の
0:06:05	審査に当たって、
0:06:07	審査の前の時点で審査のにあたる臨む前の時点で設計としては、弊社としてはエルボとして、建設時からの見直しを考えていたと。
0:06:17	そのような趣旨になり、
0:06:22	はい。前々から考えていたものを新規制の公認で
0:06:30	何だ、具体化というか、工事計画に盛り込んだとそういうことですか。
0:06:36	はい。東北電力の峰岸です。その通りでございます、これまでのヒアリングの中でもですね、論点になっておりました通り、こちらについては、要目表の記載の変更ということで、
0:06:49	当初から、
0:06:51	エルボのほうで設計されていたといったことを示すためにですね。
0:06:55	2 ポツの方で、説明させていただいていると。
0:06:58	というような、
0:06:59	資料になってございます。以上です。
0:07:04	はい、瀬戸伊藤です。衛藤。
0:07:06	まずそこはわかりました。それで今回補足説明資料で、設計図書というのがつけられていて、
0:07:16	ちょっと細部まではいかないんですけどロボであるということですかね。はい。なっていますと。
0:07:25	ということが今回補足説明資料で出されています。
0:07:30	それで
0:07:31	補足はあくまで補足なんですけど、添付資料について、添付資料の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:40	これは耐震化耐震の計算書の方で、
0:07:46	変更はないというところの説明を、
0:07:50	どう書くかというところは、私の認識だとところ今回の資料じゃなくて前回、
0:07:58	このヒアリングの時の資料ですかね。
0:08:02	で出してもらっていて、
0:08:05	最初に、
0:08:07	今回の申請に伴う設計条件の変更はないことからっていう文言を加えると、
0:08:14	そういう方向で今も変わらないという認識でいいですか。
0:08:23	はい。東北電力の岩間です。
0:08:26	添付書類そのものにつきましては、
0:08:31	今ほどの程度の記載で変更のないという旨で記載したいというものと考え
0:08:42	はい規制庁イトウです。はい。そうですね設計条件の変更はないという記載で、
0:08:54	十分かどうかというところがあるんですけども、ここで言っている設計条件っていうのは、具体的には何を指してますか。
0:09:08	はい。東北電力の岩間です。設計条件というところは具体的にはですね、補足説明資料の方に記載している通りもともと
0:09:18	再稼働設工認の申請時点で、エルボとして設計しておりまして、エルボとして耐震評価をしているといった意味合いでござい
0:09:37	原子炉規制庁畠山です。ちょっと、まず、お話いただいたところを先にその個別のところ確認をさせていただいたんですけども、ちょっと前提として確認させていただきたいのが、
0:09:48	今回つけていただいているその添付書類の変更有無のありとなしって、これってどういう意味で、やっぱりどういう意味で出してつけてるんですかね、これは。
0:09:59	補正するってということですか。ちょっとそこを確認させていただいていいですか。
0:10:05	はい、東北電力の岩間です。
0:10:08	まず資料としては今ほどの資料ナンバー3 のですね、
0:10:16	31 ページから、変更の有無については整理しておりますけれども、ここで変更ありとしたものは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:24	再稼働設工認の際に出した添付書類の内容から、内容に変更が、自治体のものでしたですね、
0:10:34	少しでも変更してますかという観点。
0:10:39	まして、
0:10:40	一切再稼働設工認の際から処理が変わらないものはなし。
0:10:45	ないように、一部追記ですとか、そういった今回の変更認可申請に係る関しての変更があるものがあるということで、変更の有無を、
0:10:56	記載しております。変更があるものにつきましては別紙という形で、
0:11:01	どのような変更があるのかというのを、
0:11:04	比較表の形で、変更前と変更後の方を示しているといった資料。
0:11:11	作成の方針でございます。
0:11:13	はい、以上であります。
0:11:15	原子力規制庁畠山です。補正というところと、よりは、新基準の時の辺見元の申請から、実態の評価なり何かしらの変更が生じているかどうかというところで、
0:11:30	この変更あり、或いはなしということをつけられているということで、まずは理解をしました。で、
0:11:38	その上で、先ほどの細部のところのエルボの部分で変更なしとしている理由のところでは設計条件の変更によりってところをおっしゃっていただいたと思いますんで、
0:11:49	そこに関して具体的にどう確認できますかっていうところは、補足説明資料の中で、エルボを使っていることをご説明いただいているということをおっしゃってたと思うんですけども、
0:12:04	ちょっとまずこの申請のその法令的な立て付けから申し上げると、
0:12:09	今回変更認可申請として審査をしている内容が、認可を与える内容というのは、今回申請されている申請書に対して、
0:12:23	私ども審査していて確認をすると。
0:12:26	ということでございます。で、その中の参考資料として、補足説明資料をいただいているものでありますけれども、補足説明資料が、その認可の対象。
0:12:37	範囲で、その担保されているかっていうとそういうわけではなくて、あくまで参考資料ということなんですよね。
0:12:44	であると、じゃ、エルボの変更があるのかないのかっていう、その実態のところは、まず申請書として確認ができる必要性があると思っておりますね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:56	その前提からして、
0:12:59	エルボ。
0:13:00	元からエルボで評価していたということが、定性的に、
0:13:04	表現ができる部分というのは、何かしらあるのかっていうと、
0:13:08	今の、
0:13:09	設計条件の変更という言葉だけで事足りるでしょうかっていうと、
0:13:14	させていただきたいんですけども、それはどうでしょうか。
0:13:22	はい、東北電力の岩間です。
0:13:25	まず
0:13:27	今の添付書類に記載されている設計条件の変更というところの文言のみで、従来から得るものを設計していましたということが表現できるかというところは、
0:13:37	ちょっと言葉が足りないというふうに
0:13:41	弊社としては説明のためにちょっと今補足ベースになっておりますけれども、補足し、今回、
0:13:50	ヒアリングの方に提出していただきました資料の方で、その旨を野辺。
0:13:56	従来からN防止をしていた設計であるということを説明させていただいて、
0:14:00	おりますけれども添付書類の方で、
0:14:05	これまでの
0:14:08	設工認の
0:14:10	中に出してきた資料の中で従来からエルボだったということを説明できるかというのはちょっと難しいというところでこれまでも説明していただいております、補足説明資料に入れたような設備図書ですね。
0:14:21	の方を交えないと、なかなか客観的な説明は難しいというところで今補足説明資料の方でご説明を、
0:14:32	させていただいてると。
0:14:36	はい、原子炉規制庁竹山です。そうですねもともとヒアリングの方でも、新基準のときの辺に元の申請書下で客観的に確認ができないというところは、
0:14:47	すでにお話をしていたかと思しますので、そういった意味ではまず補足説明書で事実関係を明らかにしてくださいねってことを述べていたのかなと。で、それに関して補足説明資料でご回答いただいたということだと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:15:00	それに関しては特段補足説明資料の表現ぶりとはともかく、大枠として異論はない。
0:15:07	かなと私は思っています。まず、ちょっとその表現ぶりはちょっと一旦置いといてですね、で、じゃあそれが申請書としてどのように今回、
0:15:19	品、
0:15:20	設計条件の変更がないとしているのかっていうところについては、
0:15:25	今補足で言っている中の定性的な表現、或いは定量的に評価をし直して、同じですっていうふうな、どちらも選択肢はあると思うんですけども、どちらかでその評価をしてもらうような形、評価或いは説明をしていただく。
0:15:40	ということが必要だと思っています。で、それらに関してはおそらく今ご説明以上だと定性的にご説明したいと、いうことだと思いますので、客観的に理由がわかるように、
0:15:54	できているのかっていう観点では、
0:15:57	今はどうなんでしょうかと。
0:16:00	それは、今はノーという答えでよろしいですか。
0:16:05	はい。東北電力の峰岸でございます。
0:16:09	今ほどお話いただきました、事故の解釈としましてはこちらの資料でいうと、
0:16:17	No.19 の、
0:16:19	7 ページ目の記載。
0:16:22	に関して、充実化が必要というふうに考えてございます。規制庁伊藤です。今日のヒアリング資料には入っていないけれども
0:16:32	3 月、3 月、前回のヒアリングの資料ですかね、資料 19 ですね。
0:16:39	はい。東北電力の峰岸でございます。申し訳ございませんその通りでございます。
0:16:46	菅の耐震性についての計算書で、今回の申請に伴う設計条件の変更がないことからといったところの記載の充実化を図りたいと思います。
0:16:57	ご指摘いただいた通りですね、こちら補足説明資料でご説明させていただいた内容を、定性的な内容には、記載内容には、
0:17:09	なるかと思いますが、こちらの方ですね、
0:17:12	充実化を図りたいと。
0:17:14	現時点では
0:17:16	当初からエルボで設計をしておりますかですね、そのような記載の仕方をですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:25	検討したいというふうに考えております。
0:17:28	以上になります。
0:17:29	原子炉規制庁畠山です。今おっしゃられたももう一度復唱、お願いしたいかなと思うんですけども、その管の耐震性についての説明書のところで設計条件の変更がないことからっていう記載はもう少し充実化されるという、
0:17:43	回答と思えますけども、その内容をもう一度お願いします。
0:17:48	はい。今回の申請に伴う設計条件の変更はないという記載のところですね。
0:17:56	従来から、
0:17:58	当該継ぎ手で設計をしており、
0:18:02	設計条件の変更がないことから、
0:18:06	外に記載の充実化を図りたいというふうに考えて、
0:18:11	原子炉規制庁、尾崎お話ありますか。はい。
0:18:14	東北電力の岩間です。ちょっとどのような定性的なものを書けるかというところなんですけども、資料ナンバー3 のですね、
0:18:24	34 ページ、ちょっと聞いた時、
0:18:28	当該の今ほど話出ておりました管の耐震性についての経産省の変更の有無の理由の方、記載、
0:18:37	まして、
0:18:38	34 ページのですね、
0:18:41	表の下から、
0:18:47	表の下から、市田、一番下の所
0:18:50	のところの変更の有無の理由一番右側のところで、
0:18:54	ありますけれども、
0:18:55	ここに記載させていただいておりますのは今ほどアノミネギシの方から説明した、従来からエルボで設計していたということを示す定性的な表現になっております。
0:19:06	なのでこのように書いているようなニュアンスアノないように、添付書類
0:19:13	本日ね。
0:19:14	今は設計条件の変更がないという簡単な文言になっておりますけれども、もうちょっと具体的な考え方を記載するということで、
0:19:23	今ほどは、今のところ考え
0:19:26	はい、以上であります。
0:19:28	原子力規制庁ハタケヤマです。もう少しちょっと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:31	ご検討いただきたいと思っているのが、従来から変更がないっておっしゃってますよね。で、その従来変更がないと言って、要目表を見ると、
0:19:42	変更が生じているわけですよね。で、それは、従来変更がないといったところで、
0:19:48	多分他の
0:19:50	経緯が知らない人を見たときに、
0:19:52	実際に要目表変更しているじゃないか。
0:19:55	それなのに閉経条件の変更がないというのはどういうことですかという問いは当然だと思うんですね。それらは、今どのように説明ができるということですか。その要目表から照らしても、
0:20:10	従前から、
0:20:12	もともとエルボーで評価していたことは明らかですってということなのか、それとも、もう少し言葉が足りてないです。もう少し説明しなければならないということです。なのか、ちょっとそこは、
0:20:22	どう説明される予定なのかをもう少しお願いします。
0:20:27	はい。東北電力の岩間です。
0:20:29	要目表の変更の前と変更の戸田オク衛藤。
0:20:36	考えますと、変更されているように見えます。そこが従来から変更ないというところとどうリンクするのかですね。今ほど、補足説明資料の方で別紙の3で、
0:20:47	示した通り、客観的に説明するのは、設備と相当を使わないと、困難というふうに考えておりますので、定性的な、定性的な表現のみで、
0:21:00	その内容に説明、内容、
0:21:02	計算書の、
0:21:03	内容に変更がないというのは、ちょっと今難しい
0:21:06	いうふうに考えております。
0:21:09	原子力規制庁の竹尾です。紹興酒店という意味ではなくってですね、理由を説明してくださいってところですので、
0:21:17	おっしゃってたところは、昇降示せと言われるとそれは、
0:21:22	客観的に説明するというよりは、その証拠書類を出さなきゃいけないです。なので難しいですご回答だと思うんですよ。そこを求めてるわけではないです。あくまで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:34	理由を説明をしてくださいってということでそれは要目表と説明書類と、添付書類と見たときに、矛盾がないように表現をしてくださいという意図です。なので、
0:21:45	定性的に説明することを完全に否定してはなくて、その説明性が成り立つように表現を考えてくださいというコメントですので、その上でちょっと、
0:21:56	実際要目表と照らしてそれがわかるようになってますかという問いです。
0:22:04	はい、東北電力の峰岸でございます。
0:22:09	ヒアリング資料のですねナンバー3番。
0:22:12	もう、1ページ目。
0:22:15	の、1ポツ目的の欄に記載してございますが、
0:22:21	2行目のところからですね、
0:22:23	配管の一部を曲げ管からエルボ一材に変更することが要目表に適切に記載されていなかったことから思ったような枕詞をつけることで、
0:22:34	表目標の変更とリンクをさせたいというふうに考えてございます。
0:22:40	原子炉規制庁竹山です。そうですね。もともと、
0:22:44	下巻からエルボに変えるということが今回の申請の目的でしたよね。で、それがもともと評価をしていたんですと、
0:22:54	もともとL5で評価していたってということだと思っていて、それが曲げ管からエルボに変更することが、4億表に反映されてなかったってということだから、
0:23:04	当評価には影響はしないんですということなんですよね。
0:23:11	はい。東北電力の峰岸です。ご認識の通りでございます。以上です。
0:23:16	原子力規制庁の武山です。そういうことであれば定性的には説明はできるんだろうと思っています。
0:23:25	そういった意味では、現行の申請書、補正前の、今いただいている申請書の中では、
0:23:32	そこが繋がらないので、審査としては、それ以上踏み込めませんので、まずは、そこを充実化いただいて、
0:23:42	その上で、
0:23:46	その上で実際にそれが本当に、
0:23:51	例えば5条と各条文に適合するようなことになってるのかっていうのはそのあとに確認をさせていただくということに、流れとしてはなるかと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:00	で、今回ちょっとLを0時にお話をさせていただきましたけれども、この考え方自体は、他の案件とも同一でして、
0:24:14	まずは、変更が生じるんですか表示ないんですかと、生じるんで、変更生じたところに関して適切に審査、表現してくださいねと。
0:24:25	ということになるかと思imasuので、今回議論してる変更がない側だと思います。変更がないことに関しては、既認可から変更がないということですので、
0:24:34	まずは変更がない理由ですね、それを明確に説明をいただくと。で、
0:24:41	併せてですね、今回は定性的なお話させていただきましたけど、定性的な説明で事足りる内容なのか、或いは定性的な説明で、
0:24:52	進まない。要は、
0:24:54	ようなものであれば、その定量的に評価をしなくて良いのか。
0:25:00	なぜそこまでしなくて良い。
0:25:02	いいのかっていうところですね、ちょっとよくお考えの上で、それでも定性的に説明ができるんですということであれば、
0:25:13	定性的に理由がわかるように表現をしていただきたいと、それを、
0:25:18	今の添付の要否の理由のところ、
0:25:23	どのように充実化を図るのかと。
0:25:26	現行からそこも含めてですね、単にその
0:25:29	の変更がないというところだけで終わらすのではなくて、
0:25:34	変更がない理由をどのように示すのかっていうところも含めてちょっと、まずは説明の充実化をお願いします。
0:25:40	で、
0:25:41	定量的な点っていう面っていうと、
0:25:45	例えばですけども、
0:25:48	要目表だけを変えない。
0:25:50	要目表だけを変えるという申請ではなくて、ものもちゃんと取りかえましてっていう申請は、RHRの弁がありますよね。
0:25:58	ここはなぜ定性的に説明ができるとしているのか、定量的に評価をやり直す必要ではないのかっていうところも含めてですね。
0:26:07	まずはお考えの上でそれでも定性的に説明ができるということであればその定性的な説明の部分を考えていただきたい。
0:26:13	そこで、
0:26:14	よろしいでしょうか。
0:26:19	はい。東北電力の峰岸でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:24	コメントいただいたコメントの趣旨理解しましたので記載の充実化を図りたいと。
0:26:29	考えております。以上です。
0:26:34	あと1点だけ。
0:26:36	私からなんですけども、今、
0:26:40	定性的定量的なその考え方の指標みたいなものを、私の思いでちょっと今、少し確認をさせていただきましたけれども、
0:26:50	あくまで今回申請としてどのように整理されるのかっていうのは、東北電力でされるせ整理だと思っておりますので、まずはその変更のありとした理由とか、変更なしとした理由。
0:27:03	で、変更なしとした理由においては、なぜ変更がないとしているのかっていうところで、その中で定性的に説明できるからということであればその定性的に説明をする。
0:27:16	定量的に評価をしなければならないのであれば、1回立ち戻って、変更ありなしなのかというところの、
0:27:25	考えというのは、
0:27:29	すべてにおいて共通していえることだと思いますので、その考えは、幹となる部分はそのフローをつくれというまではいきませんけども、
0:27:38	エッセンスとなるようなその考え方というのは、統一的に持っていたきたいと思います。
0:27:43	それがイシカワ東北電力としての考えがわかるようにですね、どこか簡単に書いといていただければと思います。
0:27:59	東北電力の長谷川ですけども、すいません今実情、これまでいろいろ審査で説明して、いろいろ事実確認してきご指摘いただいたところ、ちょっと整理しますが、
0:28:11	そもそも、今回いくつか変更認可申請の工事の案件ありますけども、もちろん先ほど言われた残留熱除去系の主要弁みたいに、
0:28:23	要は、すでに再稼働で認可を受けた設工認、それ以降に設計変更、もしくは工事をするんで、手続きをするものがあります。それってのはもちろん、定量的に、
0:28:35	各技術基準の各条文に適合してるかどうかっていうのを説明するために、それはもちろんやらなきゃいけないんですけども、
0:28:44	それ以外の先ほど言った通り要目表の適正化がちょっと必要なもの、それというのは、定量的な説明ができないものについて、要は定性的にしか言えない、要は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:58	すでに認可を受けた設工認の書類の中で説明をしきれないものについては、法的に要目表の変更に該当するんで、そこは、それについての、
0:29:09	改造工事ということで、今回変更認可申請の方に上げさしてもらってます。
0:29:15	ですので、今、星受けた指摘に対しては、
0:29:22	もちろん、
0:29:25	先ほどの資料、添付書類の変更の有無、そののなしていうのは、我々の方から、いやこれは変更なくて出さないんですよって言うわけじゃなくて、それぞれの、
0:29:35	要は適正化が必要な部分についての添付書類としては出すけど、その中身については、
0:29:42	変更は既認可のところからないんですよって言うお話なんですけど、何で今回の審査の対象としては、その添付書類というのはもちろん出すんですけども、その変更がないところの理由をまず充実化すると、
0:29:56	あとは、そこをこう書きますっていうのをこの補足説明資料の中で、ちょっと紐づけをさしていただく、そのぐらいが、いかがでしょうかというところなんですけど。
0:30:08	原子炉規制庁竹山です。大枠は特段、して、コメントをする必要はなかったかなと思っていて、
0:30:18	ある程度お考えとしては、
0:30:22	異論私はなかったかなと思います。ただ、
0:30:26	まずはちょっと、
0:30:28	口頭だけなのでこれ、
0:30:30	今は紙でちょっともらった上で、改めてその紙の状態で、
0:30:35	今お話いただいた考えも特に、おっしゃる通り、これって別に要目書いているだけで評価をやり直す必要性もない実態も何も変わらないと。
0:30:44	ということだと思いますので、説明をしていただければ、それで事足りる範囲だと思いますので、そこはちょっとまだ説明をいただきたい。ただちょっと、すべてそれが説明するだけですべて終わるんでちょっとまでは、
0:30:58	私どももそれは一つ一つ確認しなければなりませんので、それはまず、
0:31:03	幹となる部分、その考えの部分を統一いただいた上でその統一した考えに基づいて、どれらは、
0:31:11	どういう評価をするのかで、すべて定積
0:31:14	でいけるんですということであれば、それを、本当に大丈夫なのかっていうのはこちらで確認をすると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:19	いうふうな流れになるかと思imasるので、そういった意味では、方針としては問題ないかなと。
0:31:26	今考えているところです。
0:31:28	理解しました。はい、ありがとうございます
0:31:33	あと加えてもう一つ言えば、今は適正化のほうにだけ言いましたけども、弁の取りかえっていうところもありますのでその弁の取りかえについての扱いについては、確認をいただきたいと思っています。で、
0:31:46	弁に関しては、必ずしもその適正化の範疇と同じ整理ができるとは思ってませんので、カトウって
0:31:57	必ずしも定量的に評価をやり直しなさい。
0:32:00	と、今、限定して決定して、指示する。
0:32:07	範疇でもないのでもまずは整理をいただきたい。
0:32:09	というところでございますので、まずは整理をお願いします。はい。
0:32:15	はい。了解しました。今ほどの弁の取りかえについては、設計及び工事の計画っていう中では、設計自体は何も書いてなくて、今回、同じものに取りかえる。ただ、
0:32:26	法令上、RCPBの範囲なので、手続きが必要になってるところのものなので、ちょっとそこについてはちょっとうまく表現どうするかはちょっと検討させていただきます。
0:32:40	原子炉規制庁の畠山です。そうですね。ちょっと、
0:32:43	認識の
0:32:45	ずれがないかだけ確認をしておく、当然今回の申請の中で、弁の取りかえ、弁体の取りかえということで、要目表上、何かしら値は変わってるかってないですかっていうと、4億以上は変わってないですと。
0:33:00	なので、設計も変更がないんですっていう。
0:33:04	ご説明だったと思うんですけども、ちょっとその間の言葉が足りていないのかなと思っていて、
0:33:10	例えばですね、弁を取りかえますという申請があってもですね、
0:33:16	必ずしも、
0:33:18	全く同じ便が来るとは、申請書上だけではわからない部分もあると思っています。例えば同じ便であったとしても、
0:33:27	要目表に書く必要性のない部分について、設計が多少変わっていて、重量が変わっている。
0:33:36	ていうふうな場合とか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:33:38	必ずしも申請書の中でわからない部分というのも出てくる範囲は取替工事にはありますので、
0:33:47	そういった意味では、
0:33:50	要目表は変わってないから設計も変わらない。
0:33:53	あとは、
0:33:54	そこは、イコールではないかなと。
0:33:57	いう思いはありますので、ちょっとそこについては、
0:34:01	どのように、定性的に説明をするのか、或いは説明はできないから定量的に評価するために、評価をやり直すのかということころは、一つお考えいただくべきところかなと思います。
0:34:15	はい。東北電力のハセガワ、わかりました。それも踏まえて、例えば残留熱除去系の主要弁については、どうぞ同じものに取りかえなんですよと、そこら辺を補足説明資料に、
0:34:27	まとめさせていただいて、そこで、全条文に対して、今回の取替工事、要は修理の工事ですね。うん。それが、
0:34:38	条文にちゃんと適合しているかどうか、変更があるのかないのか、そこについては整理させてもらってたつもりではあったんですけども。はい。今のご指摘の内容ははい、理解しましたので、はい。
0:34:53	原子炉規制庁畠山です。一応繰り返しですけども、条文のお話は、やりたいというのはおっしゃる通りです。ただ、その実態の、
0:35:02	実設計の変更があるのかないのかは添付書類、現在の申請書の中では、
0:35:08	細かいところまでは確認できませんとその配管の重量とかが諸元としてあるわけでもないですし、今回の申請の中でですね、そういった意味では、
0:35:21	詳細な設計はわからない。なので、そこについてどのように表現をされるのかということ、一度ご検討いただくと、
0:35:31	ということかと思えます。
0:35:33	ちょっとそこは
0:35:35	多分、
0:35:36	同じやりとりをしてる気がするので、まずはを一度ご検討ください。はい。
0:35:47	はい。まずは、はい。
0:36:04	計上中ですけど、ちょっと今までのやりとりで、少し同じようなことの話になるのかもしれないですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:13	まずその会合との関係でいうとコメントで、一応その、
0:36:18	補足説明資料等の記載の充実化を図ることということにはなってますけど、これ専門
0:36:24	補足説明の充実とともに必要に応じて補正をという意味は、そこまでを一応コメントしたかと思っていて、
0:36:34	その意味っていうのは補足説明資料内ですね、まずは3駿東その事実関係確認をですね、
0:36:43	さらけ出していただいた上で、それを踏まえて両方とも認識した上でですね。
0:36:51	申請書類としての添付書類これもですね、今のその単にその変更がないという一言だけではなくて、
0:37:01	附属での事実関係を踏まえて少しく充実化という意味で必要に応じて補正をしてくださいと。
0:37:09	いう趣旨で一応コメントをしてますので、
0:37:12	それはですね、これは
0:37:15	添付で何を書くかということと、補足で何を書くかっていう考えが、どう、どう考えるかっていうところなんですけれど。
0:37:23	補足ですねすべてを説明すればですね、あとは添付はその結論だけ書けばいいと。
0:37:30	いうことではないのかなと思っていてですね、少なくとも正式な書類はその添付書類というところなので、
0:37:37	あくまでもその本文なり添付書類、ここの中でですね、客観的にわかるような、申請書類としてですね、充実をしていただきたいと思っていて、
0:37:49	基本なくだからその添付なであってですね細川じゃ何かというと、
0:37:56	設計図書とかですねそういうところまで見ればそれは明らかなんだけど、そこまでその添付書類として付けるかどうかとかそういうところもあって、
0:38:05	具体的なその添付で述べられている論理的なオオキサイに対してですね、その根拠となるものはどうなのかということが基本的な補足、或いは
0:38:18	実際の事実関係も踏まえて少し詳細に書いて、
0:38:23	エビデンスを含めて添付と同じような内容になるんですけど、
0:38:28	まずは補足で、事実関係の共有を図るというそういう目的もあると思うんですけど基本はですね、国はあくまで姑息なので、
0:38:37	補足で説明をし切ったところですね、テンプが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:41	何も書いてないと、結局、申請書類として何もわからないと。
0:38:46	いうところなのでですね、そこは、ちょっとそういうようなですね、少なくとも我々そういう認識を持っていますが、
0:38:54	御社としてのですねそこら辺の申請書類としてのですね考え方、
0:39:00	申請と補足ですね、そこらの考え方もところと同じようなことであればですねちょっとそのようにですね少し、
0:39:08	どちらにどこまで書くかというところはですね、検討いただいた方がいいのかなと。
0:39:13	思ってます。
0:39:14	あとは本文はまず今回、先ほどから本文自体適正化であると、次、実態は適正化ですと。
0:39:25	というような話もあったとは思んですけど、
0:39:30	それはむしろですね軽微変更の時もそういう話もしたんですけど、実態はいろいろやってたのかもしれませんが、
0:39:36	その申請書上ですね、その本部が変わるのであればそれは、
0:39:41	適正化というような設計変更であって、そういうことからしてこの変更認可というのを出されてると思うんですね。
0:39:49	だから設計変更されたその設計内容に対して、
0:39:54	きちんと添付書類で説明をするというのが多分基本なんだと思います。
0:40:00	そういうことであればですね、変更を踏まえてその内容に応じたですね評価を、
0:40:07	フルで言えばですね多分評価書全部をこうやり直して出すと。
0:40:12	いうことなのでしょうけれど、ただそれはですね、それで一応振るという話であって、
0:40:19	別の示し方というののもあってですね変更認可であるから
0:40:26	すでに認可された添付書類の範囲内ですね、それは重複するようなところがあればですね、或いは変更がないということがちゃんと説明できるのであれば、
0:40:38	あまり別に評価をやり直す必要はなくて、
0:40:41	そこは、既存の評価内容から変わらないというところをしっかりと説明していただいた上でですね。
0:40:49	示していただければ、それはそれで、そういう示し方もあるんだと思います。ただその示し方がですね、
0:40:58	単にその変更はないとか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:00	それ、プラスもうちょっと条件に変更はないとかいう等で条件って何なんですかとか、
0:41:06	そういうところがあまり具体性がない説明だ等、これは本当に変更がないのかどうかというところが、添付書類上もですね、わからないところがあって、
0:41:17	そこは別にエビデンスまで含めて全部添付書につけるというわけではなくてですね。
0:41:22	ある程度そういうところが、先ほどの
0:41:26	何でしょうね。
0:41:28	タブで言うと3のところでその一番右側に、
0:41:32	こういう変更はありませんということが添付書類の変更の理由というところでありましたけどで、
0:41:39	詳細は別紙3参照とこう飛んでるんですけど、
0:41:42	むしろ3の3章の内容がですね見ればなるほどねとわかるんですけどこれを全部
0:41:48	書くという話ではないにせいを少し
0:41:54	もう少し、多分、今の24ページ、34ページぐらいだと少し具体性がないところをもう少し、別紙3なりですね、書いていただいているところを、
0:42:05	を示していただく等ある程度を少し具体的な根拠なり、
0:42:11	論理的な説明ができて、本当に詳細なものは、だけは補足でこう説明すると。
0:42:18	というようなことある程度、添付書類の省略なりですね、既存のものを活用、そういった、
0:42:27	やり方もできるのかなというふうに考えてますが、何か
0:42:31	そんな感じで、
0:42:34	検討の余地があるかどうかですけど。
0:42:38	東北電力新沼です。今ほど仲村さんがおっしゃった通り、今回、要目表を適正化と言いつつ設計変更すること、人の概要にありますので、
0:42:50	その設計変更の妥当性をきちんと説明するのが添付資料だと思ってます。ですので、その変更に対して、なぜ添付資料が変わらないのかというのは、もう少し記載を充実して、ちょっと補足説明資料で、
0:43:04	詳細説明するというので、今回まとめてきましたけども、最終的にはそれは補正の中で、
0:43:10	そこをわかるように、記載していきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:14	その上で、そのさらに細かいところの証明は、補足説明資料という形になるかと思しますので、
0:43:21	そういった形でちょっと構成を考え、
0:43:23	全体構成考えます。
0:43:31	原子炉規制庁田子です。あと一つですけど、添付書類の変更有無というふうな表現で今回説明されていたかと思えますけども、添付書類の変更の有無という表現だとさせている。
0:43:45	意図がちょっとよくわからなかったというのがあったので冒頭ちょっと、これってどういう意図ですかという質問をさせていただきました。趣旨からすると、既認可、
0:43:55	添付書類からの変更有無という趣旨だと思いますので、この変更の有無というものが、他の案件も同じですけども、
0:44:04	何に対してどう変更の有無を指しているのかは、
0:44:08	明らかになるように、表現を見直していただければと思います。以上です。
0:44:13	この介護案件の一つ目、これに関してその他規制庁側からコメント等ありますか。
0:44:26	はい。
0:44:27	では次の項目ですね。JIS規格外継ぎ手と呼称されている。
0:44:34	この設備に関して説明をお願いします。
0:44:41	はい。
0:44:43	東北電力の中野です。では資料 30 番。
0:44:46	のリストにお戻りいただきまして 30 番の 9 ページですね。
0:44:51	ナンバー24 で 4 月 13 日の審査会合時のコメントを記載してございます。
0:44:57	対象となる図書原子炉格納容器調気系の所は以下の要目表。
0:45:01	コメント内容につきまして、JIS規格外継ぎ手の評価についてジャステムの設計建設規格、PPC-3420 を用いる妥当性を明確にして、
0:45:11	補足説明資料に整理することということで回答は、同じ資料の 15 番に記載してございますので、
0:45:18	ページ戻っていただいて 7 ページをご覧ください。
0:45:23	はい。7 ページの 15 番ですねこちらのコメント内容、省略しますが、ご回答。
0:45:29	内容ご説明いたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:31	衛藤継ぎ手は直下にアノあけて成形しております。これはJIS規格品か否かで違いはございません。
0:45:38	JASMINEの評価は記載のPTC3400310によって直管曲げ管、管継ぎ手等の形状ごとに、内圧を受ける間厚さの規定があります。
0:45:49	PC341号館継ぎ手にはJIS規格外の
0:45:53	実害の継ぎ手に係る具体的な評価方法はないという状況でございます。
0:45:58	このため製作方法を踏まえてPC3411直管の規定に従い、必要厚さの各合算の確認。
0:46:07	及び3420孔と補強により、補強計算を実施しております。
0:46:12	またPPCさん用に市の一般要求事項で、本項の規定に適用する場合は神野過ぎて、接続部近傍に対して310の要求を満足しているものとみなすことができると。
0:46:23	されておりますので、この補強計算によって要求事項を満足していることが確認された場合に、先ほどの310の計上の要求事項を満足した管継ぎ手といえるというふうに考えております。
0:46:36	なおこの評価方法は、従前から書いたものではございません。説明以上になります。
0:46:45	原子炉規制庁、竹山です。では規制庁側から、今の説明の点についてコメント等あればお願いします。
0:46:54	はい。規制庁の伊藤です。
0:46:57	えっとですね、
0:47:00	一つ一つちょっと論理展開を打っていきたいんですけども、
0:47:06	えっとですねまずは
0:47:10	JIS規格通りではないというところはわかりましたと。
0:47:15	で、
0:47:18	どこからいけばいいですかね
0:47:23	そうだな。
0:47:25	トピック、PPC3421でワー本項の規定時間をする場合は、3410の要求を満足してるものとみなすことができる。
0:47:36	この三、四率は要するに穴と補強の計算のところだと思うんですけども、
0:47:41	そうすると、
0:47:43	すいませんちょっとここで、PPC三、四市立との関係がちょっとわからなかったんですがまずそこを説明してもらえますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:08	東北電力の豊嶋です。
0:48:11	継ぎ手のところからなぜ間に飛んでるのかという趣旨のご質問ということよろしいでしょうか。
0:48:21	規制庁伊東です。なぜ、す。
0:48:25	ここのすし、下の方で書いてある話は、PPC三、四日で本項の規定に適合する場合は参与 1 の要求を満足してもとみなすことができる。
0:48:38	あと不況計算をしているので、3410-9、310 の要求事項を満足することができるということを言っていると理解したんですが、そこはまず正しいですか。
0:48:51	はい東北電力トヨシマでその通りでございます。
0:48:54	はい。施設をイトウです。そうすると、
0:48:58	PPC3411 の評価っていうのは、何のために必要だったのかというところの確認です。
0:49:06	はい。東北電力豊嶋です。まずはこういった流れをご説明いたしますと当該の製品は管継ぎ手として作られておりますがたびたびご説明申し上げてる通りJIS倍の
0:49:21	管継ぎ手という形状になったものになりますと、
0:49:24	それをまず評価をじゃあどうやってやりますかと考えたときに、まず管継ぎ手という形状からJIS341 号から入っていきますと、
0:49:33	実は 3415 を見ると、
0:49:36	当該の
0:49:38	実害の継ぎ手というものは、適切に応力計算をやりなさいと。
0:49:43	というような記載までで、具体的に何をどうしなさいというところが読めません。
0:49:48	で話はちょっとすみません脱線しますけれども、じゃあ逆にJISのJISの管継ぎ手はどうなりますかっていうところを考えると、
0:49:58	自社の継ぎ手の場合は、
0:50:01	その応力計算等は求められていなくて、
0:50:05	実質の管継ぎ手は、形状と寸法しか規定されてですね、肉厚が規定されておられません。
0:50:15	評価するときに、
0:50:17	圧力に対してどうも使うとどう評価するんですかという、官の規定に則って、
0:50:23	圧力に対して基本、
0:50:27	必要な板厚が確保されているかというのを 3411、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:33	に基づいてカウントして評価するような中身になっておりますが、
0:50:38	なっておりますと、
0:50:40	ということで、野地須貝の継ぎ手であっても、結局前回もご説明申し上げた通り、管に穴を開けた形状と
0:50:49	いうところは変わりませんので、
0:50:51	まず、3411 の間のところを見に行くこととー。
0:50:56	間のところを 311 の間を見に行くと、結局下に穴があいているので、
0:51:02	穴が空いている場合は補強計算をやりなさいと。
0:51:06	ということで、穴の補強計算ということで今度は、
0:51:10	3420 ですね。
0:51:13	こちらに飛んでくるということになります。
0:51:16	参与に 0 に基づいて、原野横尾補強計算を、
0:51:20	やって必要な、ちゃんと
0:51:23	板厚等を確保しているということを、
0:51:26	確認。
0:51:27	できましたら今度三、四日。
0:51:31	に飛びまして、
0:51:35	この規定に適合する場合は、
0:51:38	3410 の要求を満足しているとみなすことができると。
0:51:42	立ち返るといのは管継ぎ手としての形状を満足しているということが、
0:51:47	確認できるというふうに読めると整理しており、
0:51:55	ありがとうございます慶長イトウです。
0:51:58	そうするとこのPP生産ヨンイチイチと 342021 っていうのは、
0:52:06	P315 のただし書きで書いてある、この応力計算を行ってっていうところの応力計算の中身であるというそういう、
0:52:15	理解でいいですか。
0:52:23	そうするとただし書きにのっってはいい。
0:52:26	はい。必要な計算をやっている。逆逆に申し上げますとJIS継ぎ手の場合は逆に板厚のみをチェックしていて、補強計算というのは省略できることになっていますので、
0:52:38	逆に時菅井の方が補強計算を余計にというか、
0:52:43	いや、追加してやっている分、
0:52:47	たくさんの評価をやっているというふうに、
0:52:50	整理できると考え、
0:52:58	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:53:00	規制庁伊藤ですそうすると 3415 のただし書きの、
0:53:06	ところで、
0:53:11	そうすると一。
0:53:13	ううん。
0:53:15	この回答内容でいただいているPC310 の要求事項を満足した簡単にちよつと言えますっていうのはまさにこの衛藤さん 1 号のただし書きを満足しているとそういう結論という理解でいいですか。
0:53:30	はい東北電力豊嶋です。その通りと考えております。以上です。
0:53:44	そうですね回答整理表を見ても、
0:53:48	あと 3、す、補足資料の 5。
0:53:52	参考資料、
0:53:54	2 を見ても、ちよつと
0:53:57	ただし書きただし書きとの関係が明確ではないような気がしていて、まずそれはわかるようにしてもらった方がいいかなというのと、
0:54:09	そうだとするそうだとして
0:54:19	すいません、前回のヒアリングでも聞いたかもしれないんですが
0:54:24	同数。
0:54:26	要するにかかん次安めの間次てとしての要求事項を満たしているっていう結論だとすると、
0:54:35	何で要目表上感として書かないといけないんですたっけ。
0:54:45	東北電力の豊嶋ですけどすみませんこれはへいへい社内面談も含めた記載ルールということで、
0:54:53	当該の要目表の、別の項目も同じ久慈須貝のTがもともと入ってるんですけれども、こちらは結局感として、従来から表現しておりますので、
0:55:03	そことの整合というところも考えてかんがみましても、
0:55:08	今回の修正というのが、
0:55:10	弊社の記載ルールとしては正しいものというふうに考えてございます。以上です。
0:55:23	原子炉規制庁の滝山です。ちよつとすいません、最初のイトウから質問を戻すようで恐縮ですが、
0:55:33	今、ご回答いただいた内容が、鳥居片岡っていう、
0:55:38	なんかちよつと、
0:55:39	出だしのところだけ確認したいんですけども。
0:55:42	評価するにあたっての最初の起点は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:45	PPC3415 の間次へのただし書きをまず確認をしますそれに対して私が聞いた具体的ないので、
0:55:56	ただし書きの満たす基準がないので、
0:55:59	直感とした評価、あとは簡単な表。
0:56:03	本当はもう一つ、
0:56:05	解析したか。
0:56:07	この三つを満たすことただし書きを満たすということをご説明していた。
0:56:14	まずそこはそういうご説明だったください。
0:56:18	はい東北電力の手嶋です。その通りでございます。ちょっとそこが今、よく、
0:56:23	何かリーダーがよくわかんなくて、
0:56:27	ちょっと、
0:56:28	スタートが、315 で確認した時にちょっとただし書きがよくわかんないねっていうスタートで、会合でお話させていただきましたけども、例えばその、
0:56:37	ご説明いただいたそのPTCさん 4 人 1 のところで、
0:56:42	本項の規定に適合する場合は管の接合部近傍に対し、PPC310 の要求を満足してるものとみなすことができると書いてあるかと思うんですけども、
0:56:53	まずこの参与に出野アノと補強の評価をしたときに、
0:56:58	Aと評価したときにそのPC作業位置図を、
0:57:02	満足してみなせますと、3410 を見たときに、
0:57:06	これは、
0:57:09	この間次であったり、直感の大元であると。
0:57:14	経常の部分を、
0:57:17	確認されてるんですね。で、この三、四、
0:57:20	2、1、
0:57:22	を適用させるのであれば、もう 3410 シリーズ、この直感であったり管継ぎ手っていうのは、ただし書きによらず、何かすでにもう、何か、
0:57:32	この
0:57:33	管の接合部近傍に対しては、
0:57:37	直管の評価すすら必要ないようにも、ここだけ見るとそう思うんですけども、
0:57:42	それはちょっとその、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:44	その上でまた改めて直感に関してもただし書きを見なきゃいけないのでしたっけ。そこがよくわかんなくて、
0:58:08	鳥井坂野新名の、何かどう言うんですけれども東北電力トヨシマですいません発電所さんちょっと音が声が遠いようなので、大きめにお話いただけますか。
0:58:22	どうだろうね。
0:58:24	はい。
0:58:25	東北電力なんてないですけども、音声よろしいでしょうか。
0:58:30	はい東北電力石松聞こえております。
0:58:34	はい。まずはですね
0:58:38	PC3420、こちらはですね、
0:58:44	近傍に対して、間に圧力が加わったときに、フクール分はかかるんですけども、その能力に対して問題ないかという観点で、3420で近傍の評価を行い、
0:58:58	版として当館全体ですねはランキングではなくて、直管の部分も含めてですね、圧力に対して必要な板厚が確保されていることをですね、3411の方で計算をしまして、
0:59:13	下のステップを決めているという流れになってございます。ご説明は以上です。
0:59:22	原子炉規制庁畠山です。今発電所の方をご説明いただいたのは、菅野接続部近傍だけではなくてその前後の配管も含めてご説明いただいたと。
0:59:34	いうことだと思うんですけども、その理解で合ってますか。
0:59:39	はい。東北電力の熊井ですその通りでございます。
0:59:42	はい。Pの形状の中で、直管部分とみなせる部分ですね。
0:59:49	こちらのAの計算を3市でやってございます。
0:59:55	原子力規制庁ハタケヤマですってということだと、今言っているTPG三、四日の間の接道接続部近傍というものは、
1:00:08	この接続部近傍イコールJIS規格外過ぎてではなくて、あくまでJIS規格外継ぎ手って言っているものの中には、
1:00:17	3の接続部近傍の部分もあるし、直管の部分もあるし、なので、
1:00:26	両方を併記して説明しなければならなかった。なので、
1:00:36	神野節、
1:00:39	族部近傍に関しては、
1:00:42	PPC3421。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:45	の要求事項。
1:00:47	として確認をしています。
1:00:49	それ以外のリース規格外継ぎ手の直管部に関しては、
1:00:54	直感であるPPC三、四、
1:00:59	地域でしたかね、こちらの評価で確認をすると。
1:01:03	で、その他の要求事項である解析も行っていますと。
1:01:08	そういう御説明ですか。
1:01:11	はい。東北電力の熊谷でございます。はい。その通りでございます。それをする事によって負担として、要求されている開発設計のうちの形状を満足すると。
1:01:24	いうものでございます。
1:01:25	以上です。
1:01:33	原子力規制庁ハタケヤマです。で、
1:01:40	その
1:01:42	上で、
1:01:43	じゃあ、それが 341 号を満たすということがどのように客観。
1:01:49	未確認できるかっていうと、別に申請書の中で 3415 っていう言葉は使っていないけれども、JIS規格、失礼しました。JASMINEの規格の、
1:02:02	PPC3421 の要求事項を確認をすると、もう、この時点でPC310、
1:02:11	接続部近傍に関してはそこを満足するとしているので、
1:02:15	改めて申請書の中で言う必要性はなかったと、整理されていたと。
1:02:21	ということですかね。
1:02:28	はい。東北電力の熊谷ですその整理になります。
1:02:33	原子力規制庁竹山です。
1:02:37	何となく理解は、
1:02:40	多少できたかなと思ったんですけども。
1:02:44	今のご説明上だと、そのようには読めないなと思っていて、ちょっと体型だって、何に対してどう評価しているのかっていうことはまず説明をいただく必要性は紙であるかなと思います。
1:02:58	何に対してどう評価をしているのかっていうのを、
1:03:02	今発電所の
1:03:03	方がお話されていたロジックであれば、そのロジックがわかるように、
1:03:10	申請書に書いていただきたくて、それが

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:15	今書かれている驚見の規定のどこどこにどう満足するということ、それが申請書に書き表されるのか、或いは書きあらわされるまでもないのか、JIS規格次であれば、それは、
1:03:29	ゆうわでもない。
1:03:31	要は、おっしゃったように評価をするまでもなく、厚さとかそういったところで、体系的に説明できるので、いちいち説明しないということあったと思いますけども今回のリスク会議なので、
1:03:43	それであってもその 315 の、
1:03:46	個別の評価を必要性がないということであれば、どのように判断したのかっていうことがまず説明される必要があるかなと思います。その上で申請書の方で、
1:03:55	説明する。
1:03:58	そのエッセンスが確認ができるのかどうかという観点で、見ていただければと思いますんで、そこで確認ができない部分があるのであれば、補正なりの対応かなと思いますので、その会合でも、必要に応じて補正と申し上げましたけども、
1:04:13	そこをちょっとお願いしたい。
1:04:16	その上で、今、直感と、
1:04:21	継ぎ手の話をさせていただきましたけども、解析の部分ちょっと確認をさせていただきたいんですけども。
1:04:27	井関ちょっとお待ちください。解析のページをちょっと確認します。
1:04:33	解析に関しては、
1:04:36	設計条件において、
1:04:39	管台であったり、突合せ用スピ或いは、これら以外の間に関して、PPC-3520 ですかね。
1:04:50	ここにおいて各それぞれの要求を満たさなければならないと規定されてますけども、
1:04:56	ここで、PPC3520 の評価を、
1:05:02	この
1:05:03	JIS規格外継ぎ手で、
1:05:05	評価したっていう、まずここまで理解は合ってますか。
1:05:15	少々お待ちください。
1:05:43	はい。東北電力の熊谷ですPTC3520 の条件を用いて計算は行っていることはしてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:55	原子力規制庁ハタケヤマです。具体的にこのPPC3520 というのは、二つ項目あるかと思えます。
1:06:06	管台及び突合せ溶接Tっていう評価の項目と、
1:06:11	これら以外の間という評価項目があるかと思うんですけども、これは、
1:06:17	どのような評価をされたんですかね。
1:06:32	はい。東北電力の熊谷です。PTC3520 の(1)ポツの管台及び突合せ溶接日の方、使用してございます。
1:06:45	原子炉規制庁島山です。これは申請者で確認できますか。
1:06:53	はい。土木電力の熊谷でございますが品通所の方に具体的に同時期を使っているっていう、記載はなくてですね
1:07:03	解析モデルのインプット条件として考慮されているものになってございます。
1:07:11	ですので申請書を見ただけではどちらの式を使ってるかは具体的な記載はございません。
1:07:28	原子炉規制庁島山です。
1:07:32	承知しました。今はDとして評価していたっていうことですね解析においては、
1:07:41	ちょっともう少し確認をさせていただきたいのが、
1:07:47	評価において例えば
1:07:52	添付書類とかそういったところで、この該当箇所って、
1:07:56	Tとして登録がされていて、
1:08:01	その
1:08:04	要素の、
1:08:06	要目表上は、監督官の突合せのように見えるけれども、それ、要目表はあくまで、御社のルールで、JIS規格外次は、監督官という表記にするというご説明だったと思いますので、それ以外のところは、
1:08:25	でも、
1:08:26	監督官の、
1:08:28	表記になっているものではなくて、ちゃんとPということがわかる、JIS規格がいなかったと思う。
1:08:35	ものか、或いは一貫してかんとして表記していたのか、それはどちらですか。
1:08:44	申請書ではどうなのかっていうところと、あとは、御社の工事図面等がどういうふうに表現されているのか。
1:08:52	この、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:54	2点お願いします。
1:08:57	はい。同電力の小熊前です。申請所、賞状のお話につきましては、耐震計算書の中に、
1:09:09	失礼しました耐震計算書それからオール計算書の中に、評価に用いる解析モデルの方を示してございまして、そちらの中ではT閉じ程度モデル化がされてございます。
1:09:24	それから2点目。
1:09:31	そうじゃ難しい。
1:09:34	では先に、前者の今ご回答いただいた方だけで確認をしたいんですけども、
1:09:43	現在の申請書の中で、
1:09:46	既認可も含めてでも構いませんけれども、
1:09:50	Pであること。
1:09:52	実企画が1Pdであること。
1:09:56	その範囲で、
1:09:58	そこで添付書類等を参照して、監督官という評価をしているのではなくて、
1:10:06	Tとして評価していることは客観的にわかるということですか。
1:10:16	評価しているという評価のインプット条件になっていることがわかるということなのかということを確認させていただきたいです。
1:10:30	はい。東北電力の熊谷でございます。解析モデルを見ただけではわかりかねるというのが答えになります。江藤甲斐関井モデルのインプット、
1:10:43	データを確認するとそこまでわかるというものになってます。
1:10:47	モデルの形状上はP館とか、
1:10:52	繋がってる状態になっておりますのでPという形状で見えるんですけども、
1:11:00	そうですね。はい。
1:11:02	どうぞ。はい。はい、原子力規制庁の武山です。まず、お話いただいたところ、私の言葉で整理すると、
1:11:13	申請書類でPであることがインプット条件として、或いはTという客観的事実がわかるかどうかというのは、答えはノーですと。
1:11:22	で、工事図面と、或いはその評価の解析の条件となるインプット条件、御社が持っている情報としては、
1:11:30	菅と菅という表。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:32	インプットになってるわけではなくって、継ぎ手としてインプットされている。
1:11:38	ということですね。
1:11:41	はい。東北電力の熊谷です。今後ご理解で、
1:11:54	原子力規制庁ハタケヤマです。衛藤。
1:12:00	まず、御説明としては、
1:12:03	わかりました。改めて申請書のほうも確認します。で、
1:12:08	ちょっとその上で確認をさせていただきたいのか。
1:12:17	この
1:12:20	ご説明いただいて、補足説明資料の中では、
1:12:27	この補強計算により要求事項を確認された場合とか、
1:12:32	に関しても 310 を計上いたしますというふうなところで、あとは評価の中では、直感の部分、あとは、
1:12:40	今ご説明いただいた解析の部分も含めて、健全性を確認、
1:12:46	健全性ではないですね。
1:12:50	ここに関しての、
1:12:53	評価を満たしているということを確認していると。
1:12:57	そこはまず認識はしました。で、じゃあ、今回申請書の方では、ちょっとどのように表記されているかという、要目表上は監督官なんですよ
1:13:11	ね。
1:13:11	で、
1:13:13	Tであることは、今のところわからないと。
1:13:16	いうことでご説明いただいている、御社の中では、
1:13:20	JIS規格外継ぎ手に関しては、申請書の中では菅と菅と表記することでご説明されていますが、変更の理由のところでは、
1:13:30	JIS規格外継ぎ手っていう言葉使ってらっしゃると思うんですよ。
1:13:35	で、ちょっとその整理がよく理解ができてなくて、
1:13:39	要目表上は官と官。
1:13:41	変更の理由は継ぎ手。
1:13:44	とされていて、
1:13:45	ちょっとそこが、
1:13:49	要目と変更の理由を照らしてみると、
1:13:53	何か、
1:13:56	ものが違うように見えるんですよ。そこはちょっとどのように、
1:14:02	ご説明をされているのか、そこをちょっと確認をさせてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:14:08	先ほどの話と同じですけども、一見して、多分見る人、
1:14:13	が見たらわからない。
1:14:15	と思うんですよね。御社のルールってのは理解したんですけども、
1:14:18	それは、
1:14:21	他の方が見ては、多分それは理解はしてもらえないと思うので、ちょっとど、どういう。
1:14:27	実態、
1:14:28	どういう説明を申請書の中でするのか、そこをちょっとご説明いただきたいく、
1:14:44	すいません。少々お待ちください。
1:15:04	原子炉規制庁土岐です。ちょっと追加で補足しておきますけども、JIS規格外継ぎ手という言葉、この故障している言葉、私は何かよくJIS規格外継ぎ手と御社が故障しているという言い方をしてますけれども、
1:15:16	何かこういう故障の言い方をしてるのは、あくまで図JIS規格外継ぎ手という言葉の定義が定まってないと思っていて、かつ、御社の申請書の中で御社のルールがあることは理解はしているんですけども、
1:15:29	それがその共通的な理解かというところではないと思ってるので、そこがJIS規格外継ぎ手と御社が呼んでいるものがな、具体的にどう申請されていてどう表現されていてどう一貫性があるのかっていうところを確認をしたいと。
1:15:45	思っておりますので、それを申請書の中でどう表現しどのように、評価条件として盛り込んでいけるのか。
1:15:55	そういったところをご説明いただきたいく、
1:16:10	はい東北電力の豊嶋です今回の資料5番の、
1:16:16	目的のところですね今回の理由としまして
1:16:22	JIS規格外の継ぎ手を採用していることが要目表に適切に記載されていなかったことから要目の変更を行いますという旨をご説明させていただいておりますが、
1:16:33	この
1:16:34	時須貝継ぎ手を採用したとと要目表に適切に記載されていなかったところの間が多分足りてないという趣旨のご指摘かと。
1:16:44	理解しました。
1:16:46	なのであの時菅井過ぎてたそもそも家はどういうものかというところ、あとそういったものを当社の中でどのように扱っているのかというところを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:56	明らかにした上でこの間に言葉を繋いでですね変更の理由がもう少しわかるような説明をすべきかというふうに今認識しましたと。
1:17:08	で、それを踏まえまして、先般からご指摘いただけてます通り、補足でそこまで書いたとしてもあとは全部資料にどう書き起こすかということも、
1:17:20	ご指摘の一端かと思しますので、そこも、
1:17:24	ちょっとですね、整理した上で、
1:17:26	どこまで書けるかというところを検討させていただきたいと思います。
1:17:31	原子炉規制庁竹山です。ご説明は承知しました。加えて申し上げますと、変更の理由もお願いします。添付だけではなくて、
1:17:40	少なくとも、今、JIS規格外継ぎ手と出てきているものは、変更の理由の部分だと思ってますので、
1:17:47	変更の理由はどういうふうに協議をするのかで、添付書類のところでは、表現、
1:17:54	何かしら表現を変える必要があるのかないのか。
1:17:57	アノないということであればそれはないで構わないと思いますけれども、少なくとも現在、JIS規格外次でT社が故障しているこの要望に関しては、共通理解はえられていませんので、
1:18:08	そこが共通理解られるように、表現ぶりをみなした上で、
1:18:14	御社の要目表との繋がりをわかるように、まずは説明をいただきたいというものです。
1:18:21	はい、東北電力豊嶋です承知いたしました。
1:18:31	原子炉規制庁、竹山です。
1:18:35	他にこのJIS規格外継ぎ手と言ってるところ、ここについては、
1:18:41	瀬戸イトウですちょっと戻ってしまうんですけど、
1:18:46	えっとですね資料5のさ、70ページ71ページ目で、
1:18:51	リスク抱えスギタ扱いについて、どういうこと書いてあって、
1:18:56	で、
1:18:59	71ページ。
1:19:03	PPC山陽市立等PPC3米沢の話が書いてあって、これによって、
1:19:10	310の要求事項を満足した管継ぎ手であるこれは3415のただし書きを満足しているというふうに今理解してますけど。
1:19:20	管継ぎ手であるといえるというふうになってます。
1:19:24	そうするとその下のまたで書いてある、解析ですから応力計算っていうのは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:33	3415 のただし書きを満足するっていうところとは別の話なんでしょうか。
1:19:48	東北電力の熊井でございます。別の話になっております。解析も同じように、モデルによる評価はPPC3500、こちらの方ですね、配管系の解析による設計という。
1:20:03	ことになりますので、ちょっと別な分野になるということでご理解いただければと思います。
1:20:09	前段の話は 3410 の丹治田井設計の中で、どのような設計をするかという中身になってございますので、はい。
1:20:21	異なるものが、ということでご理解いただければと。
1:20:27	はい系統イトウですと、とりあえず承知しました。はい。
1:20:37	原子炉規制庁武山ですその他、このJIS規格外継ぎ手というところについては、何か規制庁側からありますか。
1:20:54	規制庁中ですけれど。
1:20:57	これもちょっと今までのやりとりの少し繰り返しの様な部分もあるんですけれど、
1:21:05	まずその傷規格外である。
1:21:09	継ぎ手であるというのをどう、その認識するか、或いはどう表現するかっていうところで、
1:21:17	要目表の話でいうと、一応御社のルールでそうしてますという話ではあるんですけど、
1:21:25	そもそも何でそうしてるのかっていうところがよくわからないと思って、
1:21:29	ルールに従ってやってます鳥羽砂層、そうですかってしかないんですけど、
1:21:33	何か考えがあってその
1:21:35	層分けるんですよね。継ぎ手と言うからには通常はだから三本線みたいなのが普通は考えられて、
1:21:46	別にそれはJIS品だからJIS規格外やからというにかかわらずについては継ぎ手だということであれば、その表記の仕方は、
1:21:55	おんなじの方が、
1:21:58	これが継ぎ手であるという認識であることをするんであれば普通は三本するわけじゃないですかそれをあえて
1:22:05	御社のルールの中で規格外としてですね、
1:22:10	何か 3 本ではなくて菅と同じように書いてるっていうことは何かの意味があるのかなというふうにも思っているし何かそのですね、
1:22:20	技術関係が

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:22	あるんであればそれは、
1:22:24	ちょっと説明してくださいって話になりますし、
1:22:30	あとは申請書全体として見てですね、その要目表だけではなくて、あとは添付書類で言う、
1:22:39	計算書なりですね、系統図いろいろあると思うんですけど、
1:22:44	その中で、
1:22:46	申請されたものですねそもそもどういうものなのかっていうところはどっかで認識は、
1:22:51	できるようにした方がいいのかなと思っていてですね、それが要目表だけでは単にその三本線がそれだけかっていうところは見えないところがあって、
1:23:01	或いは添付なり評価書の中でそういう違いがあるのかどうかっていうところが、
1:23:07	認識できるかどうかっていうところはちょっと先ほど少し事実関係で説明してくださいってところあったと思うんですけど。
1:23:15	ちょっとその認識なり表記の考え方ですね。そこがちょっとよくわからなかったってところと、
1:23:23	あとはそれを踏まえてどういう評価をするかで、
1:23:27	結局なんか次って、
1:23:30	だから邪魔じゃすめでいうと、継ぎ手の小向についてみますかねというところで、
1:23:36	だけど評価内容、中身を見る等、だけど間の評価をしてますみたいな。
1:23:41	もあって、
1:23:43	さらには何かよくわかんないけど解析もやってますとかって言って、
1:23:46	何かいろいろ評価をやってるのはよくわかるし、
1:23:51	確かに番号を見ればですね、そのJASMINEの番号、項目がこう見れば、こういう評価になってるからそれでそれに基づいてやってますってのはわかるんだけど、
1:24:00	多分じゃ住め自体も、
1:24:02	官なりその継ぎ手なりっていうものに対して、
1:24:07	多分求められる
1:24:09	性能なりってというのが多分あるはずで、それに基づいて規定化されてると思うんですね。
1:24:16	で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:17	分類としてどういう位置付けでこの名称を呼ぶかっていうところは別として、
1:24:23	このもの自体に求められる、その機能なり性能っていうのがあるはずで、
1:24:29	ある意味何となく継ぎ手でもなくかんでもないような感じであると。
1:24:35	ただ、多分同等性ということで求められるものは同じですという説明をするのであればそれをそもそもこれ自体求められるその性能、
1:24:44	なりっていうのは継ぎ手として見るよ継ぎ手と同等の
1:24:48	求められるものと同じような機能を有したものであってそれと同等の評価で確認してるっていう説明が多分必要だし、
1:24:58	書かんということであれば
1:25:01	館に求められる制度と同等の機能として、
1:25:06	こういう評価やってそれが同じ同等性があるということであると。
1:25:11	というような何かそ、そういうような、
1:25:14	そもそも何を、
1:25:16	が求められていて、
1:25:18	そそれをちゃんと満たしてるかどうかという説明がちょっとなんか見えにくいなというところで、
1:25:26	あるところではこれは実は簡単ですあるところが実はこれ継ぎ手なんですって言い方してるから、
1:25:32	結局何なんですかっていう、何か要目表は、だけ見ると表記上は、
1:25:39	継ぎ手ではなく管っていう位置付けです。こっち行くときに鷲見が継ぎ手が適用されますと、そこはまず、
1:25:47	繋がってないところからして、
1:25:50	何か変ですねと。
1:25:53	いうところで、
1:25:54	この間継ぎ手という項目を使って、
1:25:58	もう爪の項目を使って評価すること自体がもうそれぞれいいのかわかっていう話もちょっと、
1:26:03	わかりにくくてですね。
1:26:06	そうすると、多分、
1:26:09	すめのそれぞれの規定の目的に照らし合わせてこれはどう、どういう評価をすればいいのか。
1:26:15	どういう評価の仕方としてはそういうところを説明していただく。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:21	必要があるのかと、プラス解析もですね、会社がやっていますってのはわかるんですけど、
1:26:27	何のためにこれは何を機能を達成するための解析なのかって説明が多分ないので、
1:26:33	解析でも評価して問題ないですって何をに対してどう、
1:26:38	問題ないとして評価したのかっていう。
1:26:41	その目的なりと評価した結果、
1:26:45	というところが少し具体性がないところが、
1:26:48	よくわからないというところで、
1:26:52	これが一応、コメント整理表を見るとですね従来からこういう整理でやっていますというところなので、
1:27:01	仲間市から
1:27:02	話を聞くということではないのかもしれないんですけど、今回特にこの部分にクローズアップされた変更認可申請が出てるんですね。
1:27:11	今までは全部大勢、新規性基準なんかはその他大勢で全部まとめてっというところでの、
1:27:17	説明だったかもしれないですけど、これ自体は、
1:27:22	この部分にクローズアップされた申請が出てなおかつ会合でそういう指摘なり議論をしたところもあるのですね。
1:27:31	少し 10 従来からオク同じですというところではあるのかもしれないんですけど、
1:27:36	少し事実関係なり、考え方というところをですね、丁寧に
1:27:42	補足説明資料内でまずは説明していただいて、その上で、添付書類どうするかという、先ほどと同じような
1:27:51	話になるんじゃないかなというふうに思ってますがいかがですか。
1:28:00	はい。東北電力、
1:28:05	あ、どうぞ。
1:28:06	東北電力豊嶋ですはい。ご指摘の趣旨、理解はいたしました。
1:28:13	確かにいろんな要望とかが飛び交っていて、
1:28:19	はい。若干どちらかってるから、
1:28:22	あるということだと思いますので、もう 1 回状況を整理いたし、整理してですね再度ご説明させていただきたいと思い
1:28:32	以上です。
1:28:44	原子炉規制庁畠山です。その他、継ぎ手の話で、何かありますか。
1:28:51	よろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:53	はい。
1:28:54	では、当会合で、
1:28:57	確認しましたその技術的論点に関しての、コメントについては以上とさせていただきます。
1:29:04	続いて、
1:29:07	今回ちょっと確認をしたい主、他に確認したいところがございますのであわせてヒアリングで確認をさせていただきます。伊藤さん、よろしいですか。
1:29:19	はい。今日これまで話してきたところも、
1:29:24	引き続き確認が必要などころではあるんですけども、今日はそれに追加して条文の整理のところについて、
1:29:35	細かいところというよりは
1:29:39	大筋といいますか、基本的な方針のところを確認させてもらいたいと思ってます。
1:29:46	えっとですね、まずは、
1:29:50	どれでもいいんですけど、例えば資料2のRHRの件。
1:29:54	大取りかえの、
1:29:56	8ページ目以降に、
1:30:01	整理表が載っているかと思います。条文の整理表で、
1:30:08	それで、まずですねえ。
1:30:13	適用条文と適合性確認増分というのがあって、
1:30:20	それぞれ一かバツかということで書いてありますと。
1:30:26	それで1度飯塚のヒアリング定義を変えてくださいということで書いてもらってましたんですけども、ちょっと具体的に、
1:30:37	どういう場合2、
1:30:40	007発なのっていうところを確認させてもらいたいと思います。まず、
1:30:45	適用条文が、
1:30:48	0になる。
1:30:50	というのはどういう、
1:30:52	各条文に照らしてどういう場合に、0になりますかね一般的な答えでいいんですけど、そこを教えてください。
1:31:08	はい。東北電力の鈴木です。適用条文につきましては、この設備、例えばデジタルでいきますと第1工場の地震、
1:31:19	損傷による防止とかですね、こちらの耐震Sクラス等の要求されておりますので、そういった設備、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:26	該当するものに対して適用条文を 0 と。
1:31:29	というような整理をさせていただきます。
1:31:32	1 例ですけども以上です。
1:31:36	ACCESS伊東SE衛藤真愛 1 例というよりは、全般的に言ってどうどうい うときに対象、適用条文になるかという説明をしてもらいたいですけ れども。
1:31:57	東北電力の長谷川です。
1:32:00	この適用条文というのは、そもそもこの設備を新規で作るような場合、
1:32:07	要はこの上アノ設備にそもそも求められる技術基準を 0 にしてます。
1:32:13	なので例えばバツなやつですね。
1:32:16	ちょっと 10 条はちょっと特殊なんで、除くと。
1:32:20	16 条の全交流電源の喪失対策設備、これはRHRの主要弁については 要求されない条文なんでバツただ、
1:32:31	その上の 15 条の整備、設計基準対象施設の機能、これについては、こ の主要弁については設計基準対象施設になりますので、対象ということ で 0 にしてるという、はい。
1:32:45	ものです。
1:32:48	はいありがとうございます。
1:32:50	適用条文のところについては大体マルバツの基準はわかったつもりで はおります。はい。それで次に適合性確認条文の方なんですけれども、
1:33:04	これは同じ質問になりますが、
1:33:11	対象となるのはどういう場合で、対象とならないのはどういう場合が
1:33:20	説明をお願いします。
1:33:23	はい。東北電力の長谷川です。ちょっとこのRHRの主要弁が先ほどの 質疑でも出たちょっと特殊なもので、設計は変わらない。ただ工事をや りますというようなものなので、
1:33:36	実はこれ、前回までのコメント、ヒアリング資料ではすべてバツにしてま した。
1:33:42	はい。それはなぜかという設計上はもうすべて技術基準の適合性とい うのを確認していただいている。我々もしているというものでそのもの に取りかえるので、工事をするという意味での、
1:33:55	申請ということでこれ全部バツにしてみました。ただ、本当に同じものなの というところを、NRAさんの方にも確認いただくために、ちょっと従 来、過去、あれですね展示方自体、そこら辺からの
1:34:12	こういう取りかえ物の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:34:15	手続きの際に5条と十四条、要は構造強度に直接関わるような条文、そこについては0にした上で、それに基づく
1:34:27	添付書類ですね、強度計算書耐震計算書、その辺について、手続きの書類として添付するように、うん。ちょっとここについては追加したものです。
1:34:37	それ以外のものについては、今回、改造するもの、その改造するスペックというのが、どの条文に影響が
1:34:48	あるのかないのか、ある、影響がある子かないのかを確認しなきゃいけない条文について、ところ0にしているというようなところですよ。
1:35:06	はい、規制庁伊東ですありがとうございます。今先ほどちらっとなんかレンジ法の時の例をみたいな話があったんですけど、過去の何か案件を参考にされているってこと。
1:35:21	後付けになりますけども、例えば、我々、PWRでいうと、藤元冷系の再循環設備は、要はPRですけどもその配管取りかえ、あそこはRCPBの、
1:35:35	範囲の取りかえなので、従来からこの修理等材への取りかえであっても、手続きが必要となってまして、そのときには、耐震計算書強度計算書をつけてました。
1:35:50	はい、木曾伊藤です。それは
1:35:54	上坂主席よりも前の話ですね。
1:35:58	江藤わかりました。
1:36:01	そう。
1:36:03	ですね。
1:36:06	ちょっとRHRの辺とそれ以外とはちょっと考え方が違う。
1:36:11	のかなというふうな印象を持ったんですけども、そうすると、
1:36:18	今口頭で説明していただいたようなところをですねRHRのやつとそれ以外のやつで、それぞれ何か
1:36:30	どういう、
1:36:33	フローとまでは言わないですけどもどういう場合にマルでどういう場合にバツかっていうところの説明は欲しいかなと思っています。
1:36:45	で、その上で、あーつとですね。
1:36:49	ちょっとこの有田の弁について確認をしておきたいのがですね。
1:36:59	たっとう円。
1:37:01	さあ、
1:37:02	17条の安全設備とか15条のDB施設の機能のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:11	適合性確認増がバツバツになっていますと。
1:37:16	で、一つ、まずこの 14 条とか 15 条、新規制工認のときに確認したときに、
1:37:27	確認の対象としてこの
1:37:31	今回取りかえるRHRの電話入って、
1:37:35	何でそうか入ってなかったんでしょう。
1:37:46	はい。東北電力の鈴木です新規制事件の公認申請において対象となつてございます。以上です。
1:38:01	規制庁井藤です。はい新規制の時に対象となっていた
1:38:10	少し確認なんですがこの辺は、もともと取りかえたりとかしないってことになっていて、今回取りかえるとしてますと、選挙の時、
1:38:21	だから対象としてたのは何でなんでしょう。
1:38:30	東北電力の長谷川です。これ炉規制法の方に、この原子力の規制側が全部移った時に、再稼働にあたって要はた全条文のバックフィット、
1:38:42	求められてそれで新規制基準の適合性ということで審査を受けてます。ですので、そのときは、9 電時報から
1:38:53	この今の、
1:38:55	技術基準、そこに移ったときに、新規に加わった条文、
1:38:59	あとは、変更された条文、
1:39:03	そこの変更部分については、そこは一律、それを手が適用される設備すべてについて、バックフィットの審査を行ってもらっているというものです。
1:39:13	ですのでこのRHRの使用弁についても、その主要、この今適用条文でマルついてるところですね、このマルついている条文のところ、
1:39:23	追加になってたり、あとは変更になってたり、そういうところについては、すべて審査を行ってもらったということ。
1:39:35	一井規制庁竹山です。ちょっと確認をさせていただきたいのが、変更があった部分については、震災したという、久規制庁が審査したと。
1:39:46	いうことを主述べていたんだと思いますけども、例えば 1015 条、この健全性の範囲でいうと、試験検査性とか、こういった部分があるかと思えます。これ、
1:39:56	理事方時代から変わってるんですけど。変わってないという認識なんですけど、それって審査してないんじゃないですかという問いです。
1:40:05	すいません、ちょっと詳細はは 1 回調べてみないと、正確な答えは言えないですけども、少なからず、9、症例、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:16	62号、そこから今の事実、技術基準、そこで要求が変わったところについては、すべて審査の対象となって、
1:40:26	はい。そこに共通認識だと思えますので、その上で、試験検査性であったり、
1:40:32	その他、
1:40:35	共用は追加だったかな。
1:40:37	今日が追加だったから審査対象してたと思います。だからそこは関係ないでしょうと。そこはおっしゃる通りだと思います。試験検査性であったり、環境条件私は変わってなかったかなと。し、表現は変わってなかったかなとか、
1:40:51	或いは何かほかにもいろいろあったと思うんですけども、DBで変わっていない部分については審査してないと認識していますので、そこに関しては、
1:41:02	どういう認識でしょうかっていうのが、もともとイトウが聞いてた範囲だと思いますのでそこはちょっと一度ご確認いただけますか。若宮東北電力のハセガワそこは今、ご回答申し上げて、その部分についてはすでに建設時、要は設置時の
1:41:17	工認の時に、その時の技術基準、省令62号ですね、その適合性というのを確認していただいているというような認識でございます。
1:41:29	原子炉規制庁島山です。で、その確認した内容から取りかえるっていうことですよね今回は、
1:41:36	総数で確認してもらった設計、それはそのまま、ものを取りかえるということですよ。
1:41:43	それは、原子炉規制庁竹尾さん、店舗書類がなくとも説明ができるのかできないのかっていう観点で、先ほどの適合性確認条文というものが、
1:41:55	どのように整理されているのかというところを確認を差し上げているところですよ。で、冒頭幹となるその適合性確認条文を、
1:42:06	マルとするのかバツとするのかっていうところの考えを明らかにしてくださいと述べている趣旨は、
1:42:13	設計に変更がない。そこはおっしゃる通りなんだろうと推察はします。ただ、それが適合性確認条文として、
1:42:23	添付書類、或いはもう条文として説明するまでもなく、
1:42:31	迷うし、適合性を確認するまでもないということなのか。
1:42:37	取りかえるけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:40	その条件、各種上限に関して変更がないので、説明する必要性がない。
1:42:49	という添付書類をつける必要があるのか。
1:42:53	そこを明らかにする必要があるのではないのでしょうかと。
1:42:57	いうところを、確認するにあたって、適合性確認条文のマルバツは、
1:43:06	どのように整理されていたのでしょうかというところです。
1:43:10	わかりました。まさに竹山さんがおっしゃった通りの、
1:43:16	それ、その設備にどういう条文が求められて、それがこのような変更がある、ないで、今回のその工事が、
1:43:25	こういうものなので、影響ないようは変更がないのかっていうのをまさにこの資料にまとめたものです。で、我々は今、変に、要は、設工認の申請書そのものに、
1:43:39	このすべての条文についてのもはつけてなくてそれは今までの再稼働の工認もアパートも含めてそうだと思います。基本的にこの補足説明資料の中で、
1:43:50	今回のA棟、やるべき改造工事、もしくは修理の工事が何条適用で、それが影響ないからここは添付書類は省きましょうと、そういうものを整理したものがこの
1:44:02	税務書類でその中でお示してるっていう。
1:44:05	ものになります。なので今、申請書にはつけてないというのが実情です。
1:44:10	原子力規制庁ハタ木山です。今他プラントというお話があったので、他プラントの例を言うと、
1:44:18	例えば、
1:44:19	同様に、はい。弁護取りかえる。
1:44:22	の申請があったときに、同じ衛藤東北電力とは違う整理をされてる事業者もいますんで、
1:44:31	他プラントの例を出すのであれば、一度他プラントの例を直近見ていただきたいかなと思いますので、それはご確認いただけますか。
1:44:42	その上でブランドに合わせろという言葉では、それは御社の考えがあると思いますので、それは御社としてどう整理されるのかというところをご説明いただければいいと思いますけども。
1:44:55	一度プラントは見ていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:59	東北電力の長谷川です。はい、了解しました。ちょっと全部の設工認の手続き書類見たわけではないので、同じように、要はその改造工事のその設備、系統が要求される条文全部についての
1:45:14	網羅性っていうのをちょっと下示し、申請書で示しているようなところをちょっと探させていただき、
1:45:22	はい、原子力規制庁ハタケヤマです。ちょっとまずは、お調べいただいた上で御社の考えをまとめていただければと思います。で、まとめるにあたって、適合性確認条文について今の述べさせていただきましたけども、
1:45:36	その適合性確認条文というものの自身に例えば今、フローを作るまでもないと、糸賀述べましたけども具体的にどういうふうなところを、
1:45:48	フローで落とす必要性は、私もないと思ってますので、定性的に説明ができるように、頭の整理をした上で簡単にそれがわかるように一言、
1:46:00	表現ぶりをここ、適合性確認条文、本工事計画において、技術基準への適合性を確認する条文、ここはどのようにというところが追加されてれば、
1:46:11	ある程度明確かなとその上で、理由のところ、どのように変更がないのかっていうところを理由で説明をします。
1:46:17	例えば、新基準の工事計画ですでに確認しておりということであればそれを追加すると。
1:46:25	ということなど、
1:46:26	確認をしているということは、
1:46:31	本当に確認をしていたのかということも含めてですね、
1:46:35	レンジ法自体で確認をしていて、バックフィットの対象の外の条文、
1:46:41	であれば、それは確認しているとは、
1:46:44	申し上げられないかと思しますので、そこについては、
1:46:48	理由の欄でどのように表現をされるのかということも含めて、1度ご検討いただきたいと思えます。
1:46:57	東北電力の発電方法です。はい。理解しました。ちょっと一つ確認ですけども、今回再稼働の、要は新規制基準のバックフィットの工認、
1:47:07	設工認ですね、そこで確認されてない、イコール、要は従来の省令 62号の範囲、そこについては、
1:47:17	確認されていないというような認識なんでしょうか。
1:47:22	原子炉規制庁武山です。おそらく御社、ちょっとこれは他社を基本、昔見てた知見で申し上げますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:31	他社では、
1:47:35	公認作成要領というものを、
1:47:38	整理をしていって、その購入作成要領の中で、実際今回申請するものに対して、
1:47:48	旧電事法での当省 62 号ですね、ここの記載の整理と、
1:47:59	荒谷医師、追加された技術基準規則、炉規法上の技術基準規則等の評価等価を示した上で、
1:48:11	今回はここが追加要求事項です、或いは今回の追加要求事項ではありませんという整理をした上で、
1:48:19	今回後、新基準の、
1:48:23	改造工事、
1:48:25	申請書の中で、基本設計方針なり、つけて、それは御社を付けてると思うんですけど、そこで変更前変更後のところで、
1:48:38	健全性の範囲であれば、試験検査性とかであれば、変更前、変更後、試験検査性の
1:48:45	内容が変わっていないと、そういうところをもって、試験検査性の条文に関しては、
1:48:51	基本設計方針は変わっていないことを確認した。要はその
1:48:55	下、方針が変わっていないことを確認しただけという、
1:48:59	そのレベルであって、実際その変わったものが各設備に対して確認をしているのかっていうと、それではないと。
1:49:07	というのは、私、これは過去の経験で、御社がどう整理したとかっていうことをちゃんと確認をしてないので恐縮ですけども、他市、他社さんのところで確認をしている内容ではそのように整理されてました。
1:49:21	おそらく御社も同じではないのかなという思いでちょっと述べさせていただいてるものですので、違うということであれば御社の整理を、
1:49:28	示していただければと思いますし、同じということであれば、
1:49:34	この適合性確認条文という書き方も、
1:49:38	変わってくるはずだと思いますので、そこをちょっと 1 度、御社の
1:49:43	新基準の時の工認作成要領はどうだったのかっていうところもちょっと確認いただければと思います。
1:49:49	東北電力の長谷川です。はい、理解しました。一言で言うと、同じです。あと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:57	そのうち、新規制基準、要は再稼働のために、実際に改造を行うものについては、新規制基準で変更追加になったところ以外についても、もちろん確認するというような整理はしていますので、はい。
1:50:10	以上です。
1:50:12	はい、原子力規制庁ハタケヤマです。趣旨は承知しました。で、繰り返しですけども、
1:50:20	まずはちょっと大本の幹の部分を整理いただいた上で考えを整理いただいた上で、それらが、その各条文のところ、各項目のところに整理されるように、
1:50:31	ちょっと表現ぶりをちょっと見直していただければと思います。その上で、各条文のところがそれぞれ、
1:50:41	Aと規制庁側の認識と、相違があるのかないのかっていうところは今後のヒアリングの方で事実確認を進めたいと思います。
1:50:56	江藤社長イトウです。今、畠山から申し上げた通りではあるんですけども、ちょっと明らかに目につくところがあったので一つだけ確認させてください。
1:51:08	同じRHRの条文整理で、33条で循環設備と、
1:51:15	これ
1:51:16	技術基準規則の
1:51:20	解釈とか見ると残留熱除去系っていうのははっきり書いてあるんですが、これ該当しないというのは正しいんですかこれは。
1:51:38	はい。グリコの鈴木です。これ循環設備としましては、具体的な
1:51:44	現象で、逆。
1:51:47	すいません、説明したシャットダウンクーリング。
1:51:50	運転停止時冷却系すいません。
1:51:53	2が該当すると。
1:51:55	技術基準に記載があると考えておりました、こちらの残留中計主要弁につきましては、事故時の注水系に使うライン等にある弁になりますので純化設備、
1:52:07	弁に考えますと潤滑に当たらないというふうに整理しまして、バツとしておりました。以上です。
1:52:13	瀬戸イトウ留守ソースなるほど。解釈の*2のところ、
1:52:19	2限って残留熱系が該当していて今回は範囲ではない部分なのですが1回通していないとそういうことです。
1:52:30	はい、東北の池野スズキですそのご認識の通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:39	とりあえず今、今の説明はわかりましたはい。
1:52:47	少し今後ヒアリングで詰めさせてもらうかもしれません。はい。
1:53:01	原子炉規制庁武本筒井なんで、私も個別の部分 1ヶ所だけ確認させてください。
1:53:08	ちょっと持ち合わせとちゃったので、
1:53:21	えっと、
1:53:23	19 条の流体振動等による損傷の防止、
1:53:30	の部分で、
1:53:33	これ残留あれJRの部分ですね。
1:53:38	ちょっとお開きいただければと思うんですけども。
1:53:44	残留熱除去系主要弁は、一次冷却材系統に該当するもの、一次冷却材が循環する設備に該当しないことから、適合性確認情報とならないとあって、
1:53:58	この 19 条のその入退振動等というのは、一次冷却材が循環する設備に該当しないということをもって、落とせるのか、ちょっとこの理由がよくわかってなくて、こっち、少し解説いただけますか。
1:54:16	はい。東北電力の鈴木です。こちらにつきましては先ほどご指摘ご質問ありました、33 条の循環設備。
1:54:24	等関連があるようにということで整理をしております、その循環する設備、
1:54:32	が技術基準上の要求と考えておりましたので、
1:54:37	そこは中央病院につきましては、バツというふうに整理をしてございました適用性感確認条文としてバツと整理してございます。
1:54:48	はい。以上です。
1:54:57	原子力規制庁ハタケヤマです。ちょっと少しよくわからなかったのは、30、先ほど循環線、
1:55:05	設備等に関しては注記があるということで、確かにそこが、
1:55:10	ちょっとそこの忠さんが私はあまり、
1:55:13	追いついてないんで今後確認 33 条はしますが、
1:55:17	19 条の方においてはその
1:55:20	何かしらその十九条の本則或いは解釈のところで限定をするような記載は特段ないと思っていて、
1:55:28	この一次冷却材が循環する設備に該当しないっていうのは、19 条の解釈とかで、どう読んだのかがよくわからないというのが趣旨です。
1:55:43	東北電力の鈴木です少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:56:30	トークのスズキです。
1:56:32	詳細確認してですね
1:56:34	再度ご説明はしたいと思えますけども、流体振動の説明書、すみません先ほど技術基準上からのということでお話をして、しましたが、
1:56:45	そちらではなくてですね流体振動の説明書等を踏まえた上で、
1:56:52	今回の当該弁については対象にならないというような整理の上で、バツとしてございましたが、再度確認をした上で、
1:57:03	こちらへ説明したいと思いますのですみません
1:57:08	対応いたします。
1:57:10	以上です。
1:57:12	原子炉規制庁滝山です。
1:57:14	ちょっと今のご説明は、
1:57:18	ちょっとお聞きいただいていいですか。
1:57:22	いわゆる
1:57:23	何か趣旨としては、弁を取りかえるけれども、流体振動等による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではない。なので、
1:57:33	適合性条文とはならないとご説明いただいたように思うんですけども、そういうことですか。
1:57:43	衛藤 9 電のスズキです。こちらにつきましては、
1:57:46	残留熱除去系としては、流体振動に、
1:57:50	影響がある系統になるんですけど、系統としてはなるんですけども、
1:57:55	こちらの注入ラインとしては、
1:58:00	純化設備に当たらないという、市整理のもとバツと。
1:58:07	しておりました。
1:58:11	以上です。ちょっと今のご説明がよくわからなかったのもう一度いいですか。
1:58:24	藤アノ柳大社、東北大学の鈴木ですけども、流体振動に関する説明書、
1:58:32	の方でこちらは残留熱除去系、
1:58:37	についても対象系統となって、まずございます。
1:58:40	そちらについては、対象のモードが先ほどの 33 条と同様に、停止時冷却モード。
1:58:47	を対象としておりますので、
1:58:50	こちら、注入ライン、
1:58:53	に該当しますことから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:58	ええ。
1:59:00	19 条の適合性確認条文には当たらないと。
1:59:04	いう整理をしてございました。以上です。
1:59:07	西尾規制庁滝山です。ちょっと整理を改めて、
1:59:13	確認したいのが、
1:59:19	何か
1:59:23	流体振動の損傷の設計に変えてないっていう、そういうことなんですよね。なんか次の湯丸に
1:59:32	資料 2 と資料 3 のことで表現変えてる理由がよくわからなくて、同じ理由なら同じではいいと思っていて、違うのであれば違うでいいんですけど説明していただきたいなと思っていて、何か。
1:59:44	設計に変更を与えるものでないって言っているこの③番とどう違うんですか、
1:59:51	これは、ここで言っている 3 番では、
1:59:54	流体振動等による損傷の防止に係る設計これは流体振動評価が必要な配管内の円柱構造物、或いは高サイクル熱疲労の評価対象に該当しないっていう。
2:00:06	ここに影響を与えないっていうふうな表現しますが、その前で落ちるといいますか、それともこの範疇ですか。
2:00:12	範疇であれば同じ表現だと思いますし、その前段階で落とすように、説明書上構成されてるのであれば、ご説明は理解できます。どちらでしょうかという通りです。
2:00:33	北陸スズキスズキです。すいませんもうもう一度すいません、ご質問の方よろしいですか申し訳ありません。
2:00:40	原子炉規制庁島山です。今、ちなみに、資料 2 と資料 3 ってそれぞれ見ていただけますか。
2:00:48	同じ 19 条のところで、
2:00:55	はい。
2:00:56	資料 2 と資料 3 で、同じ条文のところで、物が違うから、
2:01:03	表現が違うのはある程度、共用、
2:01:05	できる部分だと思うんですけども、この②番と③番が、表現が異なる理由というのは、ここにおいて、どういう理由でしょうかということを確認をしたい趣旨です。
2:01:16	何かマルス等、資料 3 で言っている。
2:01:19	設計に影響を与えるものではないっていうところは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:24	資料 2 でも同じことなのかなと思っていたのですが、その前段階で、鳥居アノ、
2:01:33	影響を与えないということが、その評価。
2:01:36	設計する以前の問題なのか、ちょっとそこがよくわかんなくて、
2:01:41	これはどういう、
2:01:43	ことで言葉を使い分けているのでしょうか。
2:01:47	東北電力豊嶋ですけれども 19 条の技術基準の解釈、
2:01:53	の方の 3 項ですかね。
2:01:57	2、
2:01:58	流体振動評価については、ということで対象系統が記載ございまして原子炉冷却材増浄化系、こちらは、
2:02:08	特に制限がかかってなくて、あと残留熱除去系は先ほどの 33 条同様に、原子炉停止時冷却モード。
2:02:17	ということに限定された記載になってございます。
2:02:22	資料 3 のクリーンアップの方はこの通り 19 条に該当するので、該当しますけれども設計に影響を与えないという旨を、
2:02:33	記載してございますが、RHRのこの当該弁は、
2:02:38	今回のその技術基準解釈の 3 項の対象範囲外ですので、若干記載ぶりは異なってくると、ただし
2:02:49	今ご議論いただいている通り若干説明が乱暴なところは先ほどの 33 条も含めてあると思いますので、もう少し記載は丁寧に修文させていただきたいと思います。以上です。
2:03:02	いすゞ規制庁ハタケヤマです。ご説明承知しました。説明書の中の具体的な設計で落ちているのではなくて、解釈のところですでに落ちているので、
2:03:13	適合性確認条文とならないと。
2:03:16	いうふうに今整理をしていると。
2:03:20	ということですね。で、それはそれでいいかなと思いつつも、
2:03:28	そこは、
2:03:30	お話いただいているので繰り返しですけれども、丁寧にご説明いただけると。
2:03:35	思います。
2:03:39	配当組の鈴木です。青木さんの記載の方、見直したいと思います。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:45	はい、原子炉規制庁滝です。ちょっと今はピックアップ的に申し上げてますが、
2:03:51	もう時間も時間だと思いますし、ちょっと私どもも、
2:03:56	全体を見直す前提で話を進めていたので、今後見直されると思いますけども、見直されるにあたっては、今の観点を踏まえて、
2:04:09	ちょっと理由欄ってというのは、一度一通り見ていただけますか。
2:04:14	説明が足りない部分があれば充実をいただくということをお願いします。
2:04:23	はい。黒須東北電力の鈴木です。はい、承知しました。
2:04:32	原子炉規制庁島山です。その他、原子炉規制庁側から確認事項とありますでしょうか。
2:04:45	規制庁中ですけど。
2:04:48	今、いろいろやりとりのあったこちら辺の適用、
2:04:53	適合性確認条文ですかこの考えですけど、
2:04:59	それで何か先ほどその他プラント、
2:05:02	ってというのはそれは具体的に何かBWRとか、そういうことではなくてPも含めてってということでもよろしかったですか。
2:05:12	はい。
2:05:15	わかりました。
2:05:19	結構再稼働して改造工認とか出るとかというのは結構Pの方が多いかと思っていてむしろPWRの方が例示が、
2:05:28	いろいろあるのかなというふうには思ってますその辺も含めてということですかね。はい。
2:05:34	ということで、よろしかったですかねそれって、
2:05:38	何かそういう例もですね、我々もいろいろ確認はし、
2:05:44	今までしてきた中でですね、
2:05:47	今回のこれを見ると、それなりにいろいろ差異はやっぱりあってですね、丸のつけ方という観点で、
2:05:55	それは別に何か統一的な考えというのが多分あるわけではなくって、
2:06:01	適合性確認条文という定義をどうとらえるかということだと思うんですね。
2:06:09	で、
2:06:10	今回の案件についてそこはどうかっていうことについて、今までの少し事実確認のやりとりを振り返ってみる等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:20	まずは今回の申請に対してそのなんか適合性上が全くないみたいな話 も、
2:06:26	一時あってですね、そうするとこれ何のための申請でないか確認するだ と。
2:06:31	というような話があって、
2:06:34	それに確認する項目があるんだらうということで今の現状の例で言えば 耐震なり強度というところは、
2:06:44	これがですね新たに取りかえるものなので、構造、
2:06:49	上の
2:06:51	機能性確認ということで耐震強度を見ますと、
2:06:55	いうところでそれはそれで、そういう観点でですねマルつけるというこ とは、
2:07:00	そんなに考え方として変ではないかなと思っていてですね。
2:07:05	そうすると一ここれをマルつけたのに、他の
2:07:09	同じようにですね、新たに
2:07:14	取りかえたものだから、
2:07:19	確認をしなくていいのかどうかとかっていう、いろいろ条文も
2:07:23	例えばですね自然現象とか松波とかいろいろあると思うんですけど、
2:07:28	こういうのは、バツマルを付けるかどうかっていうのはまたその大枠の 考え方あると思っていて、
2:07:35	あとは一方で少し
2:07:39	見ていって、思ったら
2:07:42	影響を与えるものではないことから、適合性確認体条文とはならないと いう表現が結構あってですね。
2:07:51	ここら辺の多分す、どうとらえるかっていうところでいろいろ各社で差異 が、
2:07:56	あってそれはそれで説明性がそれぞれつけばですね、違うのもそれは それで、
2:08:03	仕方ないのかなと思っていて、御社の場合どう考えるか
2:08:08	一律に全部ですね影響を与えるものでないことから、
2:08:15	条文とならないというふうに今一バツになってますけれど、多分これもで すね少し、
2:08:22	もう少し各条文の状況を見ればですね、
2:08:26	明らかに影響を与えないとわかるというものもあるだろうし、
2:08:32	先ほどの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:34	何でしょうね。
2:08:35	耐震なんかも結局そのす、話がありましたけど仕様表が、
2:08:41	2、要目表の範囲では変わらないけど、それ以外のいろいろ評価条件となる要素もあって、
2:08:49	そういうものも含めて変わらないから、
2:08:52	ということを証明するために耐震なり強度もですね、一応付けるというものがあるのであれば、
2:08:58	それと同じようにですね、場合によっては影響を与える。
2:09:03	ものではないと言い切れないものもあるのかなという気もしてはいますね、そこは、
2:09:08	いろいろ考え方はあると思っていて、
2:09:12	あとは大枠として何を見るかという結局、構造強度なり、あとは、
2:09:19	場所、設置場所ですよ、位置構造。
2:09:23	だから位置と構造で、
2:09:25	今構造的な話をしましたけど、
2:09:28	例えば1、
2:09:30	Aであればですね、今回変わりませんというのはそれはそれで変わらないし、
2:09:36	そうすると、外部衝撃とか津波先ほどの話なんか妥当、ここはちょっとせえっと、
2:09:43	多分基本設計方針の考え方に戻る話にはなると思うんですけど、これをどう見ていたかというところについては機器そのものというよりは、
2:09:52	建屋で守るということであれば建屋の中で何を換えようとは変わらないだろうと。
2:09:58	いうところで明らかに影響ないという、切るようなもんあるかもしれないし、多分いろいろ影響がないということですね、いちいち×につけるかどうかというところも少し、
2:10:11	各条文の考え方をいろいろ分析されると、もしかしたら少し違う整理があるのかもしれないし、そういうことで他社がもしかしたら整理してるかもしれないということもあってですね。
2:10:22	もうちょっと大枠のその説明の仕方だとは思いますが、
2:10:27	少しそういうような観点も踏まえてですね、プラス他社の例も少し参考とされながらですね、御社としての考え方を整理した上で、
2:10:39	今の整理でいいかどうかというところはちょっと検討して、
2:10:44	いただく余地あるのかなというふうに考えてますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:48	いかがですか何か不明な点ありますか。
2:10:56	今、戸部ニイヌマです。今は適用条文の方は、当該の設備に対して適用されるかどうか、そこは大丈夫だと思うんですけども、
2:11:04	その適合性確認の条文に関して、今度バツにしたところは、
2:11:10	明らかに確かにバツなものと判断つくものと、
2:11:14	こうこうこういう理由でバツになるもの。
2:11:17	ということ、当社としては、理由欄に書いた、書いてまとめたつもりなんですが、
2:11:24	少しその補足が足りてないところも確かにあるかもしれませんので、
2:11:28	そこはもしかするとさ、実は三角だけでも、こういうこうこういう理由でバツなんですと。
2:11:34	いうのもあるかもしれません。そこをちょっともう1回、見てですね、少し記載充実させたいと思う。
2:11:40	はい、規制庁ナカセだから、ここは理由のところの欄がもう少し補足するようところがあればそこでもしかしたら、
2:11:47	解決する話かもしれませんし、そういう充実した上で少し差異があるようであればそれぞれどう取り扱ったかと。
2:11:55	いう整理もあるのかもしれませんし、
2:11:59	ちょっとそういうところでの御社での検討されると、ということかと理解しました。あとは
2:12:08	添付書類との関係です
2:12:11	今回その系統図とか、多分そういうものを持つ。
2:12:15	添付されるというふうに、
2:12:19	認識してますけれど、これ自体も、
2:12:23	その系統で何を見るかということであれば、
2:12:27	淡々につけてるというわけではなくて、やっぱり基準適合性を確認するためにつけているのかと、
2:12:33	やっぱり添付図面であればその系統通しでちゃんと成り立ってるかどうかということであれば、
2:12:40	今回取りかえることによって確かにその系統自体がちゃんと個別条文へのその設備、個別設備条文に対するですね、
2:12:50	ちゃんと系統をこういう系統を設けるとか設備を設けるということに対して添付図面で確かにその

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:56	付けられていることがわかるというような、そういうその添付書類との関係です、何か確認する条文も多分あるのではないかと考えていますね、
2:13:06	そういうところで、添付書類との関係も含めて、
2:13:14	検討させていただければという。
2:13:17	思います。あとは、だから条文が結局、先ほど耐震とかとの関係でも言いますと
2:13:23	結局この表の中でですね、整合がとれてないと。
2:13:28	何かこの条文丸投げなんでこっち無理じゃないのかみたいところは多分、そこは、説明性は必要かと思っています、
2:13:35	今せっかく耐震なり強度をつけられた観点、
2:13:39	出野ですね。
2:13:40	同じような観点での整理があるかどうかというところでこの中の表の中でですね、
2:13:46	整合性がとれるような形でですね整理いただいた方がいいのか、多分個別個別にやりそう担当がみんな違って担当は、
2:13:53	ごとにやると、全体として統一がとれてないとそれはそれでまた同じような議論になるんで、
2:13:58	ちょっとそういう観点もあるかなと思いますんでそういうことを参考にしながらちょっと検討いただき、
2:14:07	徳田新沼です。承知しました。
2:14:21	社長井藤です。ちょっと蛇足かもしれませんが、
2:14:26	同じRHRの条文整理表で、
2:14:32	全体の取りかえカッコ同一構造、同一材質というふうに書いてあってですね。
2:14:39	で、
2:14:40	同一材質であるということは、申請書の要目表を見ればわかりますと。
2:14:48	同一構造であるというのは申請書でわかるかどうかというところをちょっと気にしていただきたいんですが、ちなみにこれってわかるんですけど。
2:15:01	東北電力にいます。構造図自体が変わっていないと。
2:15:07	ということで、
2:15:08	説明ができるかと思います。ただ今回、一部追加した記載だけになってますけども中身の図面自体は変わってません。
2:15:22	ただ、ご指摘の意図としては寸法とか、結局何点か

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:15:29	寸法の記載しかないので、要目表上や構造図について、
2:15:34	細部にわたって一切合財同じなのかっていうところをどう確認するのかというご指摘かと。
2:15:40	思いますけれども、
2:15:42	それは確かに今の資料上で、
2:15:45	は見えませんが、冒頭の、
2:15:49	この議論でふと思ったのは補足資料に、
2:15:53	構造という。
2:15:55	メーカー、構造図ですね本当に、
2:15:59	建設時のものから基本全く変えるつもりはないので、その旨私、
2:16:05	補足の比較表の添付理由のところ、全く昔の図面を用いて、今回同じものを作りますという旨は定性的には書いてるんですけど、
2:16:17	可能であれば図面を補足に、
2:16:20	お付けしてこれと同じものを作りますと、建設時と同じものを作りますという旨をご説明しようかと考えておりました。以上です。
2:16:28	はい規制庁イトウです。まさに今日元にしてた議論と繋がっているところで、補足の充実というのものもあるかもしれないんですけど、我々、認可をする。
2:16:41	さらにすさの対象ってのは申請書ですので、申請そのす中ではどう表現できるかなというあたりも考えていただければと思っております。はい。
2:16:52	以上です。
2:16:58	規制庁中です。ちょっと補足の議論とは外れますけど、一応
2:17:03	ヒアリング自体は、事実確認なので、
2:17:07	ヒアリングで事実確認をした上で必要に応じて審査会合で議論をするということなので、
2:17:16	一応冒頭の議論というの、会合での議論を踏まえての、
2:17:21	その延長としてのヒアリングの場では、事実確認という認識ですけどそういう認識で大丈夫ですか。
2:17:29	ちょっとそこは言い方を少し気をつけていただいて、
2:17:34	ということで、
2:17:37	あとちょっと、
2:17:39	ささいな事実関係確認なんですけれど、今日いただいた、
2:17:44	提示いただいた資料で22ページ目
2:17:52	変更後の方ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:58	あれか、多分、タブの2の、22ページ目の日、変更前変更後って比較ありますけれど、
2:18:08	変更後のこう読んでると。
2:18:11	平成3年6月に認可された工事計画の、
2:18:18	参考資料ってなってるんですけど、これは何で参考資料なんですか。
2:18:31	はい。東北電力の長谷川です。
2:18:34	当時、弁についての強度計算は、
2:18:37	はい。点検と要求されてなくてですね。ただ、電力として、事業者として、の審査に、要は、当時の省令62号の、
2:18:49	適合しないものでないことの確認行為として必要だと判断してつけているという
2:18:56	きちんと流す別表上の要求がなかった。
2:19:00	ですね。
2:19:02	なんかそういうのって結構大きい、いろいろほかにも、
2:19:06	あったような、何か、あとは環境条件説明書とかも何かそんなのがあったような気は。
2:19:11	してるんですけど、と。
2:19:13	事実関係確認はわかったとして、
2:19:16	この参考資料って言い方微妙で、
2:19:20	これが何か正式な種、
2:19:22	申請書類なのかどうかというところはちょっと、
2:19:26	何か微妙だなあと思っていて、
2:19:28	多分何かファイルに綴じられてももしかしたら同じような、
2:19:32	書類の番号付けで目次の中にも入ってるかもしれないですけど、
2:19:36	ただいまの整理論からX、言えば、通常は申請書は申請書であってそれ以外は補足説明資料であって、
2:19:44	申請の代はあくまでもなんか添付書類までとかいう時に、これがこの参考資料というのが、
2:19:51	当時の考え方を踏まえてその正式な申請された資料であってこれをもとに、
2:20:01	変更がないという話、Tallとかそうかっていうのがちょっと、
2:20:07	気になったところがあって、わかりました。美術館計画にはわかりましたっけ。
2:20:14	ちょっとそこは、
2:20:16	私今の事実か計画に踏まえて少しもちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:21	周辺情報を整理した上で、
2:20:23	また確認させていただきたいと思います。
2:20:29	原子炉規制庁滝山です。
2:20:32	今のナカガワからの、
2:20:34	コメントに対して、
2:20:38	アノ事業者でも整理をいただきたいと思っていて、
2:20:42	例えばこの参考資料と言っているものが、その
2:20:47	少なくとも今の御説明場だと、当時の法令では、法令要求がなくて、
2:20:52	事業者として、
2:20:54	ある種、ジシュとして提出をしていた。
2:20:59	ものだと思ってますで、それで今参考資料という言い方をしてますけども、それって何か、今申請でやられているような、補足説明資料のような位置付けのものであるならば、それは、
2:21:11	法令要求で言う、
2:21:16	認可対象範囲の外ではないかなと思って、それは、
2:21:21	何といいますか、
2:21:23	変更がないと、ここで使ったときの、
2:21:27	3、
2:21:29	飛ばし先として、
2:21:32	適切なんでしょうかと。
2:21:33	いうところかなと思いますちょっとちょっとお待ちくださいねはい。
2:21:40	とりあえず今一旦、私の思いとしてそういった、ただ、それは実際どうなのかわかんないので、整理いただきたいというマークです。今のところでちょっと、
2:21:51	事実確認なんですけれども、申請書上は、この前書きの後に、強度計算書がついていて、
2:22:02	その強度計算書が、括弧平成3年のやつと、中身は同じですよっていうのをなお書きで書いてるっていうそういう理解でいたんですが違いますかね。
2:22:20	東北電力の鈴木です。当時の計算書には当該の弁の景況計算書つけておりませんでした、既認可の
2:22:30	ごめんなさい
2:22:32	新規制の、ここに、の時点で、
2:22:37	ものが変わっていないので、添付しておりませんでした。
2:22:41	なぜと当時からの検討はしていないという状況にあります。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:48	規制庁です。すいません。今回の申請書で、前書きの後ろについてきている強度計算書っていうのは、
2:22:58	今回取りかえる弁の強度計算書ではない、ないのか、ないんですけど、はい東京営業部の鈴木です当該の弁の強度計算書は今回参考ということ呼び込むことで、具体的に添付はしておりませんでした。
2:23:13	以上です。
2:23:13	規制庁イトウですってことはやっぱり拠り所として参考資料が飛ばし先として、
2:23:20	あるっていうそういう状態なわけですかね。
2:23:24	はい。東北電力の鈴木です。そのご認識の通りです。
2:23:29	はい、大木です。
2:23:31	原子炉規制庁武山です。今のこのやりとりに関しては、最終的には、冒頭、審査会合の子、技術的論点に対する、このヒアリングの中で確認して今日ヒアリングの中で確認していた。
2:23:47	全部書類として説明ができるんですか添付書類の日、有無のところできるんですか。
2:23:56	なしですと、なしであれば、
2:23:58	どのように、
2:24:01	なしと判断したんですか。浦定性的に説明できるのであれば次説明してください。で、その定性的に説明する根拠として、御社は、時認可で言っているものと同じということで、
2:24:14	参考資料添付されているのだと思いますけども、それが本当に拠り所なの。
2:24:21	どうしてできるでしょうか。
2:24:23	という、それが適切じゃないっていうことであれば、評価を定量的に示す必要性があるんじゃないですかっていうところに繋がると思います。
2:24:33	そういった意味では、ちょっと1度ご検討いただきたい。
2:24:36	というところが冒頭の話と繋がるかなと思いますので、その範疇の中で確認いただければと思います。
2:24:47	東北電力の鈴木です。こちらのRRの現在取りかえに伴う共同計算については、定量的な評価を
2:24:55	添付することも踏まえて検討していきたいと思います。以上です。
2:25:00	はい、原子炉規制庁島山です。いずれにしても、まずは御社で定性的なのが定量的なのかってところをご検討ください。
2:25:09	その他規制庁変わりますか何か、もう時間も時間ですので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:14	予定した時間もありませんけども、規制庁若井他何かありますか。
2:25:20	よろしいですか。
2:25:31	えっと、
2:25:32	てへ時間あと5分ほどでございます。衛藤。
2:25:37	一旦ちょっと、
2:25:38	今後のスケジュール感と、あとは、今日のコメント振替等は特段省略をしたいと思います。で、スケジュールについては、東京支社を通じてイトウとちょっと一度やりとりをいただければと事務的にお願いいたします。
2:25:55	その他、今、この時間の中で確認をしておきたいところが9、当東北電力でありますでしょうか。
2:26:10	発電所もよろしいですか。東北電力新沼です。
2:26:13	どうぞ、ベッショなければ、こちらも特にありませんので、
2:26:18	以上、こちらからは特に確認事項ありません。
2:26:27	東北電力のサイトの方からも、特段、
2:26:34	はい、原子炉規制庁畠山です。特段ないということでございますので本日のヒアリングを終了させていただきます。本日ありがとうございます。
2:26:44	ありがとうございますわかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。